



鳥取県公報

平成 28 年 3 月 31 日 (木)
号外第 35 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 条 例	鳥取県軽費老人ホームに関する条例等の一部を改正する条例 (37) (長寿社会課) 6
◇ 規 則	生活保護法施行細則の一部を改正する規則 (17) (福祉保健課) 8
	鳥取県災害救助法施行細則の一部を改正する規則 (18) (〃) 10
	鳥取県心身障害者扶養共済制度に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (19) (障がい福祉課) 14
	鳥取県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則 (20) (〃) 16
	鳥取県身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則 (21) (〃) 18
	鳥取県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を 改正する規則 (22) (〃) 23
	鳥取県障害福祉サービス事業に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (23) (〃) 25
	鳥取県軽費老人ホームに関する条例施行規則等の一部を改正する規則 (24) (長寿社会課) 27
	鳥取県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則 (25) (子育て応援課) 43
	鳥取県母子福祉資金等貸付規則の一部を改正する規則 (26) (青少年・家庭課) 57
	鳥取県医師海外留学資金貸付金貸付規則の一部を改正する規則 (27) (医療政策課) 59

==== 公布された条例のあらまし ====

◇鳥取県軽費老人ホームに関する条例等の一部改正について

1 条例の改正理由

介護保険法の一部が改正され、通所介護のうち規模の小さいものは監督権が市町村長に移されることに伴い、所要の改正を行う。

2 条例の概要

(1) 鳥取県軽費老人ホームに関する条例の一部改正

入所及び退所に関する基準について定めた規定中引用する介護保険法の条項を改める。

(2) 鳥取県居宅サービス事業及び介護予防サービス事業に関する条例の一部改正

ア 市町村長が監督することとなる療養通所介護に関する基準を削る。

イ 一般原則について定めた規定中引用する介護保険法の条項を改める。

(3) 鳥取県障害児通所支援事業及び障害児入所施設に関する条例の一部改正

事業の基準について定めた規定中引用する介護保険法の条項及び用語を改める。

(4) 施行期日は、平成28年4月1日とする。

==== 公布された規則のあらまし ====

◇生活保護法施行細則の一部改正について

1 規則の改正理由

生活保護に個人番号を利用することに伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

(1) 保護申請書に個人番号の欄を加える。

(2) 施行期日は、公布日とする。

◇鳥取県災害救助法施行細則の一部改正について

1 規則の改正理由

災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準の一部が改正されたこと等に伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

(1) 救助のために支出することができる費用の限度額を引き上げる。

(2) 救助に従事させた者に支出する日当の限度額を改定する。

(3) 施行期日は、平成28年4月1日とする。

◇鳥取県心身障害者扶養共済制度に関する条例施行規則の一部改正について

1 規則の改正理由

鳥取県特定個人情報の利用及び提供に関する条例が制定され、掛金の徴収に関する事務に個人番号を利用することとされたことに伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

(1) 掛金減免申請書に個人番号の記載欄を追加するとともに、その提出時に個人番号の記載された書類の提示を要することとする。

(2) その他所要の規定の整備を行う。

(3) 施行期日は、平成28年4月1日とする。

◇鳥取県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部改正について

1 規則の改正理由

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則の一部が改正され、精神障害者保健福祉手帳交付台帳に個人番号を記載することとされたことに伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 障害者手帳申請書に個人番号の記載欄を追加するとともに、その提出時に個人番号の記載された書類の提示を要することとする。
- (2) 精神障害者保健福祉手帳交付台帳等に個人番号の記載欄を追加する。
- (3) 施行期日は、公布日とする。

◇鳥取県身体障害者福祉法施行細則の一部改正について

1 規則の改正理由

身体障害者診断書・意見書について、所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 身体障害者診断書・意見書の様式について所要の規定の整備を行う。
- (2) 施行期日等
 - ア 施行期日は、公布日とする。
 - イ 所要の経過措置を講ずる。

◇鳥取県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部改正について

1 規則の改正理由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則の一部が改正され、自立支援医療支給認定申請書に個人番号を記載することとされたことに伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 自立支援医療（精神通院医療）支給認定申請書に個人番号の記載欄を追加するとともに、その提出時に個人番号が記載された書類の提示を要することとする。
- (2) 自立支援医療受給者証等記載事項変更届に個人番号の記載欄を追加する。
- (3) 施行期日は、公布日とする。

◇鳥取県障害福祉サービス事業に関する条例施行規則の一部改正について

1 規則の改正理由

障害福祉サービス事業の人員等の基準を定めるに当たって参酌等をすべき国の基準が改正されたことに伴い、所要の改正を行う。

2 規則案の概要

- (1) 自立訓練の該当基準に、指定小規模多機能型居宅介護事業所等が障がい者に提供する通いサービスに係る基準を加える。
- (2) その他所要の規定の整備を行う。
- (3) 施行期日は、平成28年4月1日とする。

◇鳥取県軽費老人ホームに関する条例施行規則等の一部改正について

1 規則の改正理由

介護保険法の一部が改正され、通所介護のうち規模の小さいものは監督権限が市町村長に移されることに伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 鳥取県軽費老人ホームに関する条例施行規則の一部改正

職員の配置に関する基準、入所及び退所に関する基準並びにサービスの提供に関する基準について定めた

規定中引用する介護保険法の条項を改める。

(2) 鳥取県養護老人ホーム及び特別養護老人ホームに関する条例施行規則の一部改正

養護老人ホームの設置及び運営に関する基準並びに特別養護老人ホームの設置及び運営に関する基準について定めた規定中引用する介護保険法の条項を改める。

(3) 鳥取県居宅サービス事業及び介護予防サービス事業に関する条例施行規則の一部改正

ア 市町村長が監督することとなる療養通所介護に関する基準を削る。

イ その他所要の規定の整備を行う。

(4) 鳥取県障害児通所支援事業及び障害児入所施設に関する条例施行規則の一部改正

障害児通所支援事業の従業者、設備及び運営の基準について定めた規定中引用する介護保険法の条項を改める。

(5) 鳥取県公害防止条例施行規則の一部改正

拡声機使用の禁止区域について定めた規定中引用する介護保険法の条項を改める。

(6) 施行期日は、平成28年4月1日とする。

◇鳥取県児童福祉法施行細則の一部改正について

1 規則の改正理由

小児慢性特定疾病医療費の支給等の事務について個人番号を利用することとされたこと、及び公私連携型保育所の制度が設けられたことに伴い、当該事務に係る申請等の手続について所要の改正を行う。

2 規則の概要

(1) 次の申請又は申込みについては、個人番号を記載するとともに、個人番号カードその他の本人確認書類の提示を要することとする。

ア 小児慢性特定疾病医療費支給認定申請

イ 療育給付申請

ウ 助産施設入所申込み

エ 母子生活支援施設入所申込み

オ 児童自立生活援助実施申込み

カ 里親認定申請

キ 障害児入所給付費・特定入所障害児食費等給付費支給申請

(2) 次の届出又は申請については、個人番号を記載することとする。

ア 障害児入所給付費申請事項変更届出

イ 障害児入所支援負担上限月額等算定必要事項変更届出

ウ 高額障害児入所給付費支給申請

(3) 公私連携型保育所を設置する場合の届出書の様式を定める。

(4) 届出保育施設の事業開始届出書に職員に対する研修の実施状況等の記載欄を追加する。

(5) その他所要の規定の整備を行う。

(6) 施行期日は、平成28年4月1日とする。

◇鳥取県母子福祉資金等貸付規則の一部改正について

1 規則の改正理由

母子福祉資金等の貸付けの事務に個人番号を利用するとされたこと等に伴い、当該貸付けの申請手続について所要の改正を行う。

2 規則の概要

(1) 母子福祉資金等の貸付申請書に個人番号を記載することとし、それにより事実が確認できる書類は省略することとする。

(2) その他所要の規定の整備を行う。

(3) 施行期日は、平成28年4月1日とする(2)に関する事項を除き、公布日とする。

◇鳥取県医師海外留学資金貸付金貸付規則の一部改正について

1 規則の改正理由

自治医科大学又は鳥取大学特別養成卒を卒業した医師が専門医としての資格を取得後10年の間に海外留学をすることができるよう、所要の改正を行う。

2 規則の概要

(1) 貸付金の借受者の資格に、次の者を加える。

ア 医師免許取得後、15年以上20年以下の者

イ 鳥取大学特別養成卒を卒業した者

(2) 研修経費に係る貸付金の額を月額40万円(現行 30万円)に引き上げる。

(3) 貸付申請書等の様式について、所要の規定の整備を行う。

(4) 施行期日は、公布日とし、同日以後に貸付けの決定を受ける貸付金に適用する。

条 例

鳥取県軽費老人ホームに関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第37号

鳥取県軽費老人ホームに関する条例等の一部を改正する条例

(鳥取県軽費老人ホームに関する条例の一部改正)

第1条 鳥取県軽費老人ホームに関する条例(平成24年鳥取県条例第74号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表(第3条、附則第2項関係)		別表(第3条、附則第2項関係)	
区分	基準	区域	基準
略		略	
入所及び退所	1・2 略 3 入所者が退所するときは、退所後の介護保険法(平成9年法律第123号) <u>第8条第24項</u> に規定する居宅サービス計画の作成等に資するため、同項に規定する居宅介護支援事業を行う者に対する情報の提供に努めること。	入所及び退所	1・2 略 3 入所者が退所するときは、退所後の介護保険法(平成9年法律第123号) <u>第8条第23項</u> に規定する居宅サービス計画の作成等に資するため、同項に規定する居宅介護支援事業を行う者に対する情報の提供に努めること。
略		略	

(鳥取県居宅サービス事業及び介護予防サービス事業に関する条例の一部改正)

第2条 鳥取県居宅サービス事業及び介護予防サービス事業に関する条例(平成24年鳥取県条例第76号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(指定居宅サービスの事業の一般原則)	(指定居宅サービスの事業の一般原則)
第4条 略	第4条 略
2・3 略	2・3 略
4 指定居宅サービス事業者は、次の基本方針に基づき、指定居宅サービスの事業を行わなければならない。	4 指定居宅サービス事業者は、次の基本方針に基づき、指定居宅サービスの事業を行わなければならない。
(1)～(11) 略	(1)～(11) 略
(12) 特定施設入居者生活介護は、法第8条第11項又は <u>第8条の2第9項</u> に規定する計画(以下「特定施設サービス計画」という。)に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行	(12) 特定施設入居者生活介護は、法第8条第11項又は <u>第8条の2第11項</u> に規定する計画(以下「特定施設サービス計画」という。)に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行

<p>うことにより、利用者が特定施設においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。</p> <p>(13)・(14) 略</p> <p>(指定居宅サービスの事業の従業者、設備及び運営に関する基準)</p> <p>第5条 指定居宅サービスの事業の従業者、設備及び運営に関する基準は、居宅サービスの種類に応じ、別表のとおりとする。</p> <p>2 略</p>	<p>うことにより、利用者が特定施設においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。</p> <p>(13)・(14) 略</p> <p>(指定居宅サービスの事業の従業者、設備及び運営に関する基準)</p> <p>第5条 指定居宅サービスの事業の従業者、設備及び運営に関する基準は、居宅サービスの種類に応じ、別表のとおりとする。<u>ただし、難病等を有する者又はがん末期の者であって常時看護師による観察が必要なものを対象とする通所介護の事業の従業者、設備及び運営に関する基準は、事業の目的を達成するために必要な事項について、サービスの質の向上に配慮して規則で定める。</u></p> <p>2 略</p>
---	--

(鳥取県障害児通所支援事業及び障害児入所施設に関する条例の一部改正)

第3条 鳥取県障害児通所支援事業及び障害児入所施設に関する条例（平成24年鳥取県条例第81号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(障害児通所支援事業の従業者、設備及び運営の基準)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 前項に定めるもののほか、指定通所支援の事業の従業者、設備及び運営に関する基準並びに指定通所支援以外の障害児通所支援を行う事業所（次に掲げる事業を行う事業所を含む。）に係る法第21条の5の4第1項第2号の条例で定める基準は、事業の目的を達成するために必要な事項について、サービスの質の向上に配慮して規則で定める。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第7項に規定する通所介護、<u>同条第17項に規定する地域密着型通所介護又は同条第19項に規定する小規模多機能型居宅介護（同条第23項に規定する複合型サービスに該当するものを含む。）</u></p>	<p>(障害児通所支援事業の従業者、設備及び運営の基準)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 前項に定めるもののほか、指定通所支援の事業の従業者、設備及び運営に関する基準並びに指定通所支援以外の障害児通所支援を行う事業所（次に掲げる事業を行う事業所を含む。）に係る法第21条の5の4第1項第2号の条例で定める基準は、事業の目的を達成するために必要な事項について、サービスの質の向上に配慮して規則で定める。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第7項に規定する通所介護又は<u>同条第18項に規定する小規模多機能型居宅介護（同条第22項に規定する複合型サービスに該当するものを含む。）</u></p>

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

規 則

生活保護法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第17号

生活保護法施行細則の一部を改正する規則

生活保護法施行細則（昭和28年鳥取県規則第70号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																																												
<p>(申請書)</p> <p>第4条 法第24条第1項の申請書は、<u>様式第13号</u>によるものとする。</p> <p><u>2 法第24条第9項において準用する同条第1項の申請書は、様式第14号によるものとする。</u></p> <p><u>3 省令第1条第5項の申請書は、様式第15号によるものとする。</u></p> <p><u>4 第1項の申請書を提出する者は、個人番号が記載された書類であつて福祉事務所長が適当と認めるものを提示し、又は提出するものとする。</u></p> <p><u>5 第1項から第3項までの申請書には、省令第1条第4項に定めるもののほか、次に掲げる書類のうち福祉事務所長が必要と認めるものを添付するものとする。</u></p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>様式第13号（第4条関係） 生活保護法による保護申請書</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">人員</td> <td style="text-align: center;">氏 名</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">個人番号</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">7</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">8</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </table>	略	略	人員	氏 名	1	個人番号	2	略	3		4		5		6		7		8		略	略	<p>(申請書)</p> <p>第4条 法第24条第1項（<u>同条第9項において準用する場合を含む。</u>）の申請書は様式第13号又は様式第14号、<u>省令第1条第5項の申請書は様式第15号</u>によるものとする。</p> <p>2 前項の申請書には、<u>省令第1条第4項に定めるもののほか、次に掲げる書類のうち、福祉事務所長が必要と認めるものを添付するものとする。</u></p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>様式第13号（第4条関係） 生活保護法による保護申請書</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">人員</td> <td style="text-align: center;">氏 名</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">7</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">8</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </table>	略	略	人員	氏 名	1	略	2		3		4		5		6		7		8		略	略
略	略																																												
人員	氏 名																																												
1	個人番号																																												
2	略																																												
3																																													
4																																													
5																																													
6																																													
7																																													
8																																													
略	略																																												
略	略																																												
人員	氏 名																																												
1	略																																												
2																																													
3																																													
4																																													
5																																													
6																																													
7																																													
8																																													
略	略																																												

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第18号

鳥取県災害救助法施行細則の一部を改正する規則

鳥取県災害救助法施行細則（昭和35年鳥取県規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前														
<p>別表第1（第5条関係）</p> <p style="text-align: center;">救助の程度、方法及び期間</p> <p>1 避難所及び応急仮設住宅の供与</p> <p>（1） 略</p> <p>（2） 応急仮設住宅</p> <p style="padding-left: 2em;">ア・イ 略</p> <p style="padding-left: 2em;">ウ 応急仮設住宅の1戸当たりの規模は、29.7平方メートルを基準とし、その設置のため支出することができる費用は、1戸当たり <u>2,660,000円</u>以内とする。</p> <p style="padding-left: 2em;">エ～ク 略</p> <p>2 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給</p> <p>（1） 炊き出しその他による食品の給与</p> <p style="padding-left: 2em;">ア・イ 略</p> <p style="padding-left: 2em;">ウ 炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出することができる費用は、主食、副食及び燃料等の経費とし、1人1日当たり <u>1,110円</u>以内とする。</p> <p style="padding-left: 2em;">エ 略</p> <p>（2） 略</p> <p>3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与</p> <p>（1）・（2） 略</p> <p>（3） 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出することができる費用は、季別及び世帯区分により1世帯当たり次の額の範囲内とする。</p> <p style="padding-left: 2em;">ア 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">季別</td> <td style="width: 10%;">1人世帯</td> <td style="width: 10%;">2人世帯</td> <td style="width: 10%;">3人世帯</td> <td style="width: 10%;">4人世帯</td> <td style="width: 10%;">5人世帯</td> <td style="width: 50%;">世帯員数が6人以上1人を増すごとに加算する額</td> </tr> </table>	季別	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	世帯員数が6人以上1人を増すごとに加算する額	<p>別表第1（第5条関係）</p> <p style="text-align: center;">救助の程度、方法及び期間</p> <p>1 避難所及び応急仮設住宅の供与</p> <p>（1） 略</p> <p>（2） 応急仮設住宅</p> <p style="padding-left: 2em;">ア・イ 略</p> <p style="padding-left: 2em;">ウ 応急仮設住宅の1戸当たりの規模は、29.7平方メートルを基準とし、その設置のため支出することができる費用は、1戸当たり <u>2,621,000円</u>以内とする。</p> <p style="padding-left: 2em;">エ～ク 略</p> <p>2 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給</p> <p>（1） 炊き出しその他による食品の給与</p> <p style="padding-left: 2em;">ア・イ 略</p> <p style="padding-left: 2em;">ウ 炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出することができる費用は、主食、副食及び燃料等の経費とし、1人1日当たり <u>1,080円</u>以内とする。</p> <p style="padding-left: 2em;">エ 略</p> <p>（2） 略</p> <p>3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与</p> <p>（1）・（2） 略</p> <p>（3） 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出することができる費用は、季別及び世帯区分により1世帯当たり次の額の範囲内とする。</p> <p style="padding-left: 2em;">ア 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">季別</td> <td style="width: 10%;">1人世帯</td> <td style="width: 10%;">2人世帯</td> <td style="width: 10%;">3人世帯</td> <td style="width: 10%;">4人世帯</td> <td style="width: 10%;">5人世帯</td> <td style="width: 50%;">世帯員数が6人以上1人を増すごとに加算する額</td> </tr> </table>	季別	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	世帯員数が6人以上1人を増すごとに加算する額
季別	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	世帯員数が6人以上1人を増すごとに加算する額									
季別	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	世帯員数が6人以上1人を増すごとに加算する額									

夏季〔4月1日から9月30日まで〕	円	円	円	円	円	円
	18,400	23,700	34,900	41,800	53,000	7,800
冬季〔10月1日から翌年3月31日まで〕	円	円	円	円	円	円
	30,400	39,500	55,000	64,300	80,900	11,100

備考 略

イ 住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯

季別	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	世帯員数が6人以上1人を増すごとに加算する額
夏季〔4月1日から9月30日まで〕	円	円	円	円	円	円
	6,000	8,100	12,100	14,700	18,600	2,600
冬季〔10月1日から翌年3月31日まで〕	円	円	円	円	円	円
	9,800	12,700	18,000	21,400	27,000	3,500

備考 略

(4) 略

4・5 略

6 災害にかかった住宅の応急修理

(1) 略

(2) 住宅の応急修理は、居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分に対して、現物をもって行うものとし、その修理のため支出できる費用は、1世帯当たり576,000円以内とする。

(3) 略

7 略

8 学用品の給与

(1) 学用品の給与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水により学用品を喪失又はき損し、就学上支障のある小学校児童（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部の児童を含む。以下同じ。）、中学校生徒（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を含む。以下同じ。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課

夏季〔4月1日から9月30日まで〕	円	円	円	円	円	円
	18,300	23,500	34,600	41,500	52,600	7,700
冬季〔10月1日から翌年3月31日まで〕	円	円	円	円	円	円
	30,200	39,200	54,600	63,800	80,300	11,000

備考 略

イ 住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯

季別	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	世帯員数が6人以上1人を増すごとに加算する額
夏季〔4月1日から9月30日まで〕	円	円	円	円	円	円
	6,000	8,000	12,000	14,600	18,500	2,600
冬季〔10月1日から翌年3月31日まで〕	円	円	円	円	円	円
	9,700	12,600	17,900	21,200	26,800	3,500

備考 略

(4) 略

4・5 略

6 災害にかかった住宅の応急修理

(1) 略

(2) 住宅の応急修理は、居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分に対して、現物をもって行うものとし、その修理のため支出できる費用は、1世帯当たり567,000円以内とする。

(3) 略

7 略

8 学用品の給与

(1) 学用品の給与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水により学用品を喪失又はき損し、就学上支障のある小学校児童（特別支援学校の小学部児童を含む。以下同じ。）、中学校生徒（中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部生徒を含む。以下同じ。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専

程及び通信制の課程を含む。) 、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。) に対して行う。

(2) 略

(3) 学用品の給与のため支出することができる費用は、次の額の範囲内とする。

ア 略

イ 文房具及び通学用品費

小学校児童 1人当たり 4,300円

中学校生徒 1人当たり 4,600円

高等学校等生徒 1人当たり 5,000円

(4) 略

9 埋葬

(1)・(2) 略

(3) 埋葬のために支出することができる費用は、1体当たり大人210,400円以内、小人168,300円以内とする。

(4) 略

10・11 略

12 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの(以下「障害物」という。)の除去

(1) 略

(2) 障害物の除去のため支出することができる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、1世帯当たり134,800円以内とする。

(3) 略

13 略

別表第2 (第13条関係)

実費弁償

1 令第4条第1号から第4号までに規定する者

(1) 日当

日当は、次に掲げる区分に応じ、それぞれに掲げる額を支給する。

ア 医師及び歯科医師 1人1日当たり 21,700円

イ 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士及び歯科衛生士 1人1日当たり 14,300円

ウ 保健師、助産師、看護師及び准看護師 1人1日当たり 14,500円

エ 救急救命士 1人1日当たり 14,600円

門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。) に対して行う。

(2) 略

(3) 学用品の給与のため支出することができる費用は、次の額の範囲内とする。

ア 略

イ 文房具及び通学用品費

小学校児童 1人当たり 4,200円

中学校生徒 1人当たり 4,500円

高等学校等生徒 1人当たり 4,900円

(4) 略

9 埋葬

(1)・(2) 略

(3) 埋葬のために支出することができる費用は、1体当たり大人208,700円以内、小人167,000円以内とする。

(4) 略

10・11 略

12 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの(以下「障害物」という。)の除去

(1) 略

(2) 障害物の除去のため支出することができる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、1世帯当たり134,300円以内とする。

(3) 略

13 略

別表第2 (第13条関係)

実費弁償

1 令第4条第1号から第4号までに規定する者

(1) 日当

日当は、次に掲げる区分に応じ、それぞれに掲げる額を支給する。

ア 医師及び歯科医師 1人1日当たり 22,200円

イ 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士及び歯科衛生士 1人1日当たり 14,200円

ウ 保健師、助産師、看護師及び准看護師 1人1日当たり 14,300円

エ 救急救命士 1人1日当たり 14,900円

オ 略	オ 略
カ 大工 1人1日当たり <u>19,800円</u>	カ 大工 1人1日当たり <u>18,800円</u>
キ 左官 1人1日当たり <u>19,000円</u>	キ 左官 1人1日当たり <u>18,000円</u>
ク とび職 1人1日当たり <u>19,900円</u>	ク とび職 1人1日当たり <u>18,900円</u>
(2)・(3) 略	(2)・(3) 略
2 略	2 略

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

鳥取県心身障害者扶養共済制度に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第19号

鳥取県心身障害者扶養共済制度に関する条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県心身障害者扶養共済制度に関する条例施行規則（昭和45年鳥取県規則42号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(口数追加の手續)</p> <p>第5条 条例第4条の3第1項の規定による口数追加の申込みは、加入等申込書（様式第3号）を知事に提出してしなければならない。</p> <p>(掛金の減免又は掛金の納付の猶予の申請等)</p> <p>第10条 略</p> <p><u>2 掛金減免申請書（様式第9号）を提出する者は、個人番号が記載された書類であつて知事が適当と認めるものを提示し、又は提出しなければならない。</u></p> <p><u>3 略</u></p> <p>様式第7号(第6条関係)</p> <p style="text-align: center;">(表面)</p> <div style="text-align: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">略</div> </div> <p style="text-align: center;">加 入 証 書</p> <p style="text-align: center;">加入者 住 所 氏 名</p> <p>あなたは、鳥取県心身障害者扶養共済制度に関する条例に基づき、鳥取県心身障害者扶養共済制度に加入していることを証します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">職 氏 名 印</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; width: 100%;">略</div> <p style="text-align: center;">(裏面)</p> <p>1～7 略</p> <p>8 <u>20年以上継続してこの制度に加入し、65歳以上になった加入者は、65歳になった後初めての加入日の応答日以後の掛金を納める必要はありません。</u></p> <p>9～12 略</p>	<p>(口数追加の手續)</p> <p>第5条 条例第4条の3第1項の規定による口数追加の申込みは、加入等申込書（様式第3号）<u>に申込者告知書（様式第5号）を添付し、</u>知事に提出してしなければならない。</p> <p>(掛金の減免又は掛金の納付の猶予の申請等)</p> <p>第10条 略</p> <p><u>2 略</u></p> <p>様式第7号(第6条関係)</p> <p style="text-align: center;">(表面)</p> <div style="text-align: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">略</div> </div> <p style="text-align: center;">加 入 証 書</p> <p style="text-align: center;">加入者 住 所 氏 名</p> <p>あなたは、鳥取県心身障害者扶養共済制度に関する条例に基づき、鳥取県心身障害者扶養共済制度に加入していることを証します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">職 氏 名 印</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; width: 100%;">略</div> <p style="text-align: center;">(裏面)</p> <p>1～7 略</p> <p>8 <u>加入者が20年以上継続してこの制度に加入し、かつ65歳以上になったときは、それ以後の掛金を納める必要はありません。</u></p> <p>9～12 略</p>

様式第9号（第10条関係）

掛 金 減 免 申 請 書

職 氏名 様

掛金の減免を受けたいので、鳥取県心身障害者扶養
共済制度に関する条例施行規則第10条の規定により申
請します。

年 月 日

郵便番号

申請者 住 所

氏 名 ㊞

略		
心身障害者	住 所	
	氏 名	
	個人番号	
略		

備考 知事が添付する必要がないと認めた場合を除
き、減免を受ける理由を証する市町村長の発行す
る証明書を添付すること。

(注) 略

様式第9号（第10条関係）

掛 金 減 免 申 請 書

職 氏名 様

掛金の減免を受けたいので、鳥取県心身障害者扶養
共済制度に関する条例施行規則第10条の規定により関
係書類を添えて申請します。

年 月 日

郵便番号

申請者 住 所

氏 名 ㊞

略		
心身障害者	住 所	
	氏 名	
	個人番号	
略		

備考 減免を受ける理由を証する市町村長の発行す
る証明書を添付すること。

(注) 略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第20号

鳥取県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則

鳥取県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則（昭和49年鳥取県規則31号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																																												
<p>(精神障害者保健福祉手帳の申請等)</p> <p>第18条 略</p> <p><u>2 前項の申請書を提出する者は、個人番号が記載された書類であって市町村長が適当と認めるものを提示し、又は提出しなければならない。</u></p> <p><u>3 略</u></p> <p><u>4 略</u></p> <p><u>5 略</u></p> <p>様式第24号（第18条、第20条関係） 障害者手帳申請書 略</p> <p>職 氏名 様 年 月 日</p> <p>私は、次の事項（○印）について申請します。 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条の規定に基づく精神障害者保健福祉手帳の〔新規交付・更新・障害等級変更・都道府県間の住所変更による手帳交付〕</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">申請者 (精神障害者本人)</td> <td style="width: 20%;">略</td> <td style="width: 20%;">住 所</td> <td style="width: 40%;">電話 ()</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>個人番号</td> <td>：</td> <td>：</td> </tr> </table> <p>注 略</p> <p>様式第26号（第21条関係） 精神障害者保健福祉手帳交付台帳</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">略</td> <td style="width: 10%;">生年 月日</td> <td style="width: 10%;">個人 番号</td> <td style="width: 70%;">略</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	申請者 (精神障害者本人)	略	住 所	電話 ()	略	個人番号	：	：	略	生年 月日	個人 番号	略													<p>(精神障害者保健福祉手帳の申請等)</p> <p>第18条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p> <p>4 略</p> <p>様式第24号（第18条、第20条関係） 障害者手帳申請書 略</p> <p>職 氏名 様 年 月 日</p> <p>私は、次の事項（○印）について申請します。 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条の規定に基づく精神障害者保健福祉手帳の〔新規交付・更新・障害等級変更・都道府県間の住所変更による手帳交付〕</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">申請者 (精神障害者本人)</td> <td style="width: 20%;">略</td> <td style="width: 20%;">住 所</td> <td style="width: 40%;">電話 ()</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>注 略</p> <p>様式第26号（第21条関係） 精神障害者保健福祉手帳交付台帳</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">略</td> <td style="width: 10%;">生年 月日</td> <td style="width: 80%;">略</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	申請者 (精神障害者本人)	略	住 所	電話 ()	略				略	生年 月日	略									
申請者 (精神障害者本人)	略	住 所	電話 ()																																										
略	個人番号	：	：																																										
略	生年 月日	個人 番号	略																																										
申請者 (精神障害者本人)	略	住 所	電話 ()																																										
略																																													
略	生年 月日	略																																											

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第21号

鳥取県身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則

鳥取県身体障害者福祉法施行細則（平成6年鳥取県規則第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>様式第3号（第5条関係） 身体障害者診断書・意見書</p> <p>総括表（障害用）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</div> <p>視覚障害の状況及び所見</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</div> <p>聴覚、平衡、音声・言語又はそしやく機能障害の状況及び所見</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</div> <p>1 聴覚障害の状況及び所見 (1)～(4) 略 <u>(5) 身体障害者手帳（聴覚障害）の所持状況</u> <u>（2級と診断する場合、記載すること）</u> <u>（有 ・ 無 ）</u></p> <p>2～4 略</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</div> <p>肢体不自由の状況及び所見</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</div> <p>脳原性運動機能障害</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</div> <p>心臓の機能障害の状況及び所見（18歳以上用）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">1～4 略</div> <p>5 <u>ペースメーカー</u> 人工弁移植、弁置換（有 ・ 無）</p> <p>6 <u>ペースメーカーの適応度（クラスⅠ・</u> <u>クラスⅡ ・ クラスⅢ）</u></p> <p>7 <u>身体活動能力（運動強度）</u>（メ <u>ッツ）</u></p> <p>心臓の機能障害の状況及び所見（18歳未満用）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</div> <p>腎臓の機能障害の状況及び所見</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">1 腎機能 ア～オ 略</div> <p>2 略</p> <p>3 臨床状況</p>	<p>様式第3号（第5条関係） 身体障害者診断書・意見書</p> <p>総括表（障害用）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</div> <p>視覚障害の状況及び所見</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</div> <p>聴覚、平衡、音声・言語又はそしやく機能障害の状況及び所見</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</div> <p>1 聴覚障害の状況及び所見 (1)～(4) 略</p> <p>2～4 略</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</div> <p>肢体不自由の状況及び所見</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</div> <p>脳原性運動機能障害</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</div> <p>心臓の機能障害の状況及び所見（18歳以上用）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">1～4 略</div> <p>5 <u>人工ペースメーカー</u> 人工弁移植、弁置換（有 ・ 無）</p> <p>心臓の機能障害の状況及び所見（18歳未満用）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">略</div> <p><u>じん臓</u>の機能障害の状況及び所見</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">1 <u>じん</u>機能 ア～オ 略</div> <p>2 略</p> <p>3 臨床状況</p>

しょう

ア 腎不全に基づく末梢神経症（有 [所見] ・ 無）

イ 腎不全に基づく消化器症状（有 [食思不振・悪心・嘔吐・下痢] ・ 無）

ウ 略

エ 腎不全に基づく神経異常（有 [所見] ・ 無）

オ 略

カ 腎性貧血（有 $\left. \begin{array}{l} \text{Hb} \quad \text{g/dl,} \\ \text{赤血球数} \quad \times \\ \text{Ht} \quad \% \\ 10^4 / \text{mm}^3 \end{array} \right\}$ ・ 無）

キ・ク 略

ケ 腎不全に直接関連するその他の症状（有 [所見] ・ 無）

4・5 略

呼吸器の機能障害の状況及び所見

1 略

2 活動能力の程度

ア 激しい運動をした時だけ息切れがある。

イ 平坦な道を早足で歩く、あるいは緩やかな上り坂を歩く時に息切れがある。

ウ 息切れがあるので、同年代の人より平坦な道を歩くのが遅い、あるいは平坦な道を自分のペースで歩いている時、息切れのために立ち止まることがある。

エ 平坦な道を約100m、あるいは数分歩くと息切れのために立ち止まる。

オ 息切れがひどく家から出られない、あるいは衣服の着替えをする時にも息切れがある。

3 略

4 換気機能（ 年 月 日）

ア 予測肺活量 L（実測肺活量 L）

イ 1秒量 L（実測努力肺活量 L）

ウ 略

（アについては、下記の予測式を使用して算出すること。）

肺活量予測式（L）

男性 $0.045 \times \text{身長（cm）} - 0.023 \times \text{年齢（歳）} - 2.258$

しょう

ア じん不全に基づく末梢神経症（有 [所見] ・ 無）

イ じん不全に基づく消化器症状（有 [食思不振・悪心・嘔吐・下痢] ・ 無）

ウ 略

エ じん不全に基づく神経異常（有 [所見] ・ 無）

オ 略

カ じん性貧血（有 $\left. \begin{array}{l} \text{Hb} \quad \text{g/dl,} \\ \text{赤血球数} \quad \times \\ \text{Ht} \quad \% \\ 10^4 / \text{mm}^3 \end{array} \right\}$ ・ 無）

キ・ク 略

ケ じん不全に直接関連するその他の（有 [所見] ・ 無）の症状

4・5 略

呼吸器の機能障害の状況及び所見

1 略

2 活動能力の程度

ア 階段を人並みの速さで登れないが、ゆっくりなら登れる。

イ 階段をゆっくりでも登れないが、途中休みながらなら登れる。

ウ 人並みの速さで歩くと息苦しくなるが、ゆっくりなら歩ける。

エ ゆっくりでも少し歩くと息切れがする。

オ 息苦しくて身の回りのこともできない。

3 略

4 換気機能（ 年 月 日）

ア 予測肺活量 ml

イ 1秒量 ml

ウ 略

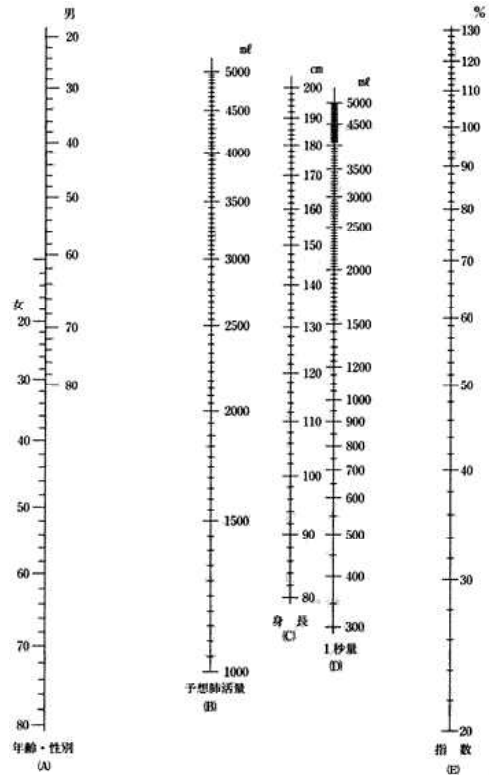
（ア・ウについては、次のノモグラムを使用すること。）

女性 $0.032 \times \text{身長 (cm)} - 0.018 \times \text{年齢 (歳)} - 1.178$
 (予測式の適応年齢は男性18—91歳、女性18—95歳であり、適応年齢範囲外の症例には使用しないこと。)

5・6 略

5・6 略

ノモグラム



- (注) 1 (A)と(C)とから、(B)上にBaldwinの予測式による予測肺活量が得られ、(B)と(D)とから(E)上に予測肺活量に対する1秒率が得られる。
 2 (D)を1秒量の代わりに実測肺活量とすれば、(B)と(D)とから(E)上にパーセント肺活量が得られる。
 3 (B)に実測肺活量を代入すれば、(B)と(D)とから(E)上に通常の1秒率が得られる。

ぼうこう又は直腸の機能障害の状況及び所見

- 1 ぼうこう機能障害の状況及び所見
 尿路変向(変更)のストマを造設しているもの
 (1) 種類及び術式
 ア 種類
 ろう うろう
 腎瘻 腎盂瘻 尿管

ぼうこう又は直腸の機能障害の状況及び所見

- 1 ぼうこう機能障害の状況及び所見
 尿路変向(変更)のストマを造設しているもの
 (1) 種類及び術式
 ア 種類
 じゅろう じゅろうろう
 腎瘻 腎盂瘻 尿管

ろう ろう
 瘻 □ ぼうこう瘻 □ 回腸
 (結腸) 導管 □ その他 ()
 イ・ウ 略
 (2) 略
 □ 高度の排尿機能障害のあるもの 略
 2・3 略
 略

小腸の機能障害の状況及び所見

略

HIV (ヒト免疫不全ウイルス) による免疫の機能障害の状況及び所見

(18歳以上用)

略

HIV (ヒト免疫不全ウイルス) による免疫の機能障害の状況及び所見

(18歳未満用)

略

肝臓の機能障害の状態及び所見

1 肝機能障害の重症度
 略

合計点数	点	点
(○で囲む)	5～6点・7～9点・10点以上	5～6点・7～9点・10点以上

肝性脳症又は腹水の項目を含む3点項目以上における2点以上の有無	有・無	有・無

注1・注2 略

〈Child-Pugh分類〉

略

注3・注4 略

2～4 略

ろう ろう
 瘻 □ ぼうこう瘻 □ 回腸
 (結腸) 導管 □ その他 ()
 イ・ウ 略
 (2) 略
 □ 高度の排尿機能障害のあるもの 略
 2・3 略
 略

小腸の機能障害の状況及び所見

略

HIV (ヒト免疫不全ウイルス) による免疫の機能障害の状況及び所見

(18歳以上用)

略

HIV (ヒト免疫不全ウイルス) による免疫の機能障害の状況及び所見

(18歳未満用)

略

肝臓の機能障害の状態及び所見

1 肝機能障害の重症度
 略

合計点数	点	点

3点項目の有無 (血清アルブミン値、プロトロンビン時間、血清総ビリルビン値)	有・無	有・無

注1・注2 略

〈Child-Pugh分類〉

略

注3・注4 略

2～4 略

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の鳥取県身体障害者福祉法施行細則の規定により作成された書類は、改正後の鳥取県身体障害者福祉

法施行細則の規定にかかわらず、当分の間、所要の調整をした上で使用することができる。

鳥取県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第22号

鳥取県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則

鳥取県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則（平成18年鳥取県規則22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
（自立支援医療費の支給認定の申請等） 第5条 略 <u>2 前項の申請書を提出する者は、個人番号が記載された書類であって知事が適当と認めるものを提示し、又は提出しなければならない。</u> <u>3 第1項の申請書には、様式第7号による診断書を添付するものとする。</u>				（自立支援医療費の支給認定の申請等） 第5条 略 2 前項の申請書には、様式第7号による診断書を添付するものとする。			
様式第5号（第5条関係） 自立支援医療（精神通院医療）支給認定申請書（新規・再認定・変更） ※1 年 月 日 職氏名 様 申請者氏名 ㊞ 次のとおり、自立支援医療費の支給を申請します。				様式第5号（第5条関係） 自立支援医療（精神通院医療）支給認定申請書（新規・再認定・変更） ※1 年 月 日 職氏名 様 申請者氏名 ㊞ 次のとおり、自立支援医療費の支給を申請します。			
障 略	害 フリガナ		電話番号	障 略	害 フリガナ		電話番号
者 受診者住所				者 受診者住所			
・ 個人番号				・ 個人番号			
児				児			
受 略	診 フリガナ		電話番号	受 略	診 フリガナ		電話番号
者 保護者住所			※2	者 保護者住所			※2
が ※2				が ※2			
18 保護者個人				18 保護者個人			
歳 番号				歳 番号			
未				未			
満				満			

の 場 合			
負 担 額 に 関 する 事 項	略	氏 名	個 人 番 号
	受診者が加 入する医療 保険の被保 険者		
	略		
	略		
注 略 添付書類 略			
----ここから下の欄には記載しないでください。----			
行政庁記入欄			
略			
様式第9号（第8条関係） 自立支援医療受給者証等記載事項変更届（精神通院医 療）			
年 月 日			
職氏名 様			
届出者氏名 ㊞			
自立支援医療支給認定申請書及び自立支援医療受給 者証に記載された事項の変更について、次のとおり届 け出ます。			
受 診 者	略	住 所	
	個人番号		
保護者(受診者 が18歳未満の 場合に記入す ること。)	略	住 所	
	個 人 番 号		
略			
注 略 添付書類 略			

の 場 合			
負 担 額 に 関 する 事 項	略	受診者と同 一保険の加 入者	
	略		
注 略 添付書類 略			
----ここから下の欄には記載しないでください。----			
行政庁記入欄			
略			
様式第9号（第8条関係） 自立支援医療受給者証等記載事項変更届（精神通院医 療）			
年 月 日			
職氏名 様			
届出者氏名 ㊞			
自立支援医療支給認定申請書及び自立支援医療受給 者証に記載された事項の変更について、次のとおり届 け出ます。			
受 診 者	略	住 所	
	個人番号		
保護者(受診者 が18歳未満の 場合に記入す ること。)	略	住 所	
	個 人 番 号		
略			
注 略 添付書類 略			

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県障害福祉サービス事業に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第23号

鳥取県障害福祉サービス事業に関する条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県障害福祉サービス事業に関する条例施行規則（平成25年鳥取県規則第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(生活介護の基準)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 生活介護に係る該当基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>別表第3サービスの提供の項の右欄第2号から第4号までに掲げる基準を満たすこと。</u></p> <p>(2) 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第7項に規定する通所介護の事業を行う事業所で同法第41条第1項本文の指定を受けているもの<u>若しくは同法第8条第17項に規定する地域密着型通所介護の事業を行う事業所で同法第42条の2第1項本文の指定を受けているもの</u>（以下「指定通所介護事業所等」という。）又は同法第8条第19項に規定する小規模多機能型居宅介護（同条第23項に規定する複合型サービスに該当するものを含む。）の事業を行う事業所で同法第42条の2第1項本文の指定を受けているもの（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）が地域において生活介護が提供されていないこと等により生活介護の提供を受けることが困難な障害者にサービスを提供するものであること。</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) <u>指定通所介護事業所等</u>にあつては、次に掲げる基準を満たすこと。</p> <p>ア サービスの提供を受ける障害者が介護保険法によるサービスの利用者であるとした場合に同法第41条第1項本文又は第42条の2第1項本文の指定を受けるために必要とされる人数の従業者を置くこと。</p> <p>イ 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(短期入所の基準)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 短期入所に係る該当基準は、次のとおりとする。</p>	<p>(生活介護の基準)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 生活介護に係る該当基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>別表第3サービスの提供の項の右欄第1号から第5号までに掲げる基準を満たすこと。</u></p> <p>(2) 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第7項に規定する通所介護の事業を行う事業所で同法第41条第1項本文の指定を受けているもの（以下「指定通所介護事業所」という。）又は同法第8条第18項に規定する小規模多機能型居宅介護（同条第22項に規定する複合型サービスに該当するものを含む。）の事業を行う事業所で同法第42条の2第1項本文の指定を受けているもの（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）が地域において生活介護が提供されていないこと等により生活介護の提供を受けることが困難な障害者にサービスを提供するものであること。</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) <u>指定通所介護事業所</u>にあつては、次に掲げる基準を満たすこと。</p> <p>ア サービスの提供を受ける障害者が介護保険法によるサービスの利用者であるとした場合に同法第41条第1項本文の指定を受けるために必要とされる人数の従業者を置くこと。</p> <p>イ 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(短期入所の基準)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 短期入所に係る該当基準は、次のとおりとする。</p>

<p>(1) <u>別表第4サービスの提供の項の右欄第3号及び第5号から第7号までに掲げる基準を満たすこと。</u></p> <p>(2) <u>指定小規模多機能型居宅介護事業所等</u>が通いサービスの利用の登録を受けた障害者等に対して宿泊サービス（事業所に宿泊させて行うサービスをいう。以下同じ。）を提供するものであること。</p> <p>(3)～(6) 略</p> <p>(自立訓練の基準)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 自立訓練に係る該当基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>別表第6サービスの提供の項の右欄第2号から第4号までに掲げる基準を満たすこと。</u></p> <p>(2) <u>指定通所介護事業所等又は指定小規模多機能型居宅介護事業所等</u>が地域において自立訓練が提供されていないこと等により自立訓練を受けることが困難な障害者にサービスを提供するものであること。</p> <p>(3) <u>第5条第3項第4号及び第5号に掲げる基準を満たすこと。</u></p> <p>(4) 略</p>	<p>(1) <u>別表第4サービスの提供の項の右欄第3号から第7号までに掲げる基準を満たすこと。</u></p> <p>(2) <u>指定小規模多機能型居宅介護事業所</u>が通いサービスの利用の登録を受けた障害者等に対して宿泊サービス（事業所に宿泊させて行うサービスをいう。以下同じ。）を提供するものであること。</p> <p>(3)～(6) 略</p> <p>(自立訓練の基準)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 自立訓練に係る該当基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>別表第6サービスの提供の項の右欄第1号から第5号までに掲げる基準を満たすこと。</u></p> <p>(2) <u>指定通所介護事業所</u>が地域において自立訓練が提供されていないこと等により自立訓練を受けることが困難な障害者にサービスを提供するものであること。</p> <p>(3) <u>食堂及び機能訓練室の面積は、サービスの提供を受ける者1人につき3平方メートル以上であること。</u></p> <p>(4) <u>サービスの提供を受ける障害者が介護保険法によるサービスの利用者であるとした場合に同法第41条第1項本文の指定を受けるために必要とされる人数の従業者を置くこと。</u></p> <p>(5) 略</p>
--	---

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

鳥取県軽費老人ホームに関する条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第24号

鳥取県軽費老人ホームに関する条例施行規則等の一部を改正する規則

(鳥取県軽費老人ホームに関する条例施行規則の一部改正)

第1条 鳥取県軽費老人ホームに関する条例施行規則(平成25年鳥取県規則第21号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
附則別表(附則第2項関係)		附則別表(附則第2項関係)	
職員の配置	1 略 2 前号(1)から(3)までの規定にかかわらず、介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項に規定する指定居宅サービスのうち同法第8条第11項に規定する特定施設入居者生活介護(以下「指定特定施設入居者生活介護」という。)、同法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスのうち同法第8条の2第9項に規定する介護予防特定施設入居者生活介護(以下「指定介護予防特定施設入居者生活介護」という。)又は同法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービスのうち同法第8条第21項に規定する地域密着型特定施設入居者生活介護(以下「指定地域密着型特定施設入居者生活介護」という。)を行う施設に置く生活相談員、介護職員及び看護職員の人数は、次のとおりとすること。 (1)~(3) 略 3~12 略	職員の配置	1 略 2 前号(1)から(3)までの規定にかかわらず、介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項に規定する指定居宅サービスのうち同法第8条第11項に規定する特定施設入居者生活介護(以下「指定特定施設入居者生活介護」という。)、同法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスのうち同法第8条の2第11項に規定する介護予防特定施設入居者生活介護(以下「指定介護予防特定施設入居者生活介護」という。)又は同法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービスのうち同法第8条第20項に規定する地域密着型特定施設入居者生活介護(以下「指定地域密着型特定施設入居者生活介護」という。)を行う施設に置く生活相談員、介護職員及び看護職員の人数は、次のとおりとすること。 (1)~(3) 略 3~12 略
略		略	
備考 略		備考 略	
別表(第2条、附則第2項関係)		別表(第2条、附則第2項関係)	
区分	基準	区分	基準
略		略	

入所及び退所	1～3 略 4 入所者が退所するときは、介護保険法第8条第26項に規定する施設サービス計画の作成等に資するため、同条第25項に規定する介護保険施設に対する情報の提供に努めること。	入所及び退所	1～3 略 4 入所者が退所するときは、介護保険法第8条第25項に規定する施設サービス計画の作成等に資するため、同条第24項に規定する介護保険施設に対する情報の提供に努めること。
サービスの提供	1 略 2 生活相談員（生活相談員が置かれていない施設にあつては、介護職員）に、入所者からの相談に応じるとともに、適切な助言及び必要な支援を行わせるほか、次に掲げる業務を行わせること。 (1) 入所者が介護保険法第23条に規定する居宅サービス等（以下「居宅サービス等」という。）を利用する場合は、同法第8条第24項に規定する居宅サービス計画又は同法第8条の2第16項に規定する介護予防サービス計画の作成等に資するため、同法第8条第24項に規定する居宅介護支援事業又は同法第8条の2第16項に規定する介護予防支援事業を行う者との密接な連携を図るほか、他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携を図ること。 (2)・(3) 略 3～25 略	サービスの提供	1 略 2 生活相談員（生活相談員が置かれていない施設にあつては、介護職員）に、入所者からの相談に応じるとともに、適切な助言及び必要な支援を行わせるほか、次に掲げる業務を行わせること。 (1) 入所者が介護保険法第23条に規定する居宅サービス等（以下「居宅サービス等」という。）を利用する場合は、同法第8条第23項に規定する居宅サービス計画又は同法第8条の2第18項に規定する介護予防サービス計画の作成等に資するため、同法第8条第23項に規定する居宅介護支援事業又は同法第8条の2第18項に規定する介護予防支援事業を行う者との密接な連携を図るほか、 <u>居宅サービス等その他の保健医療サービス又は福祉サービス</u> を提供する者との連携を図ること。 (2)・(3) 略 3～25 略
略		略	
備考 略		備考 略	

(鳥取県養護老人ホーム及び特別養護老人ホームに関する条例施行規則の一部改正)

第2条 鳥取県養護老人ホーム及び特別養護老人ホームに関する条例施行規則（平成25年鳥取県規則第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(特別養護老人ホームの基準) 第4条 条例に定めるもののほか、入所定員が30人	(特別養護老人ホームの基準) 第4条 条例に定めるもののほか、入所定員が30人

以上の特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 略
- (2) 入所に際しては、入所予定者の心身の状況、生活歴、病歴、介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第24項に規定する指定居宅サービス等の利用状況等の把握に努めること。
- (3) 入所者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、入所者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて、生活相談員、介護職員、看護職員等の従業者で定期的に協議し、居宅において日常生活を営むことができること認められる入所者については、入所の措置の解除を市町村長に求めること。また、その者が退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、介護保険法第8条第24項に規定する居宅サービス計画の作成等に資するため、同項に規定する居宅介護支援事業を行う者に対する情報の提供等を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めること。
- (4) 略

2 略

別表第1（第3条関係）

区分	基準
略	
サービスの提供	1 略 2 生活相談員（生活相談員が置かれない外部サービス利用型養護老人ホームにあっては、主任支援員）に、処遇に関する計画を作成させ、又は入所者の処遇の状況等を勘案して必要な計画の見直しを行わせ、計画に沿った支援が行われるよう必要な調整を行わせるほか、次に掲げる業務を行わせること。 (1) 入所者が介護保険法第23条に規定する居宅サービス等（以下「居宅サービス等」という。）を利用する場合は、 <u>同法第8条第24項</u> に規定する居宅サービス計

以上の特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 略
- (2) 入所に際しては、入所予定者の心身の状況、生活歴、病歴、介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第23項に規定する指定居宅サービス等の利用状況等の把握に努めること。
- (3) 入所者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、入所者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて、生活相談員、介護職員、看護職員等の従業者で定期的に協議し、居宅において日常生活を営むことができること認められる入所者については、入所の措置の解除を市町村長に求めること。また、その者が退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、介護保険法第8条第23項に規定する居宅サービス計画の作成等に資するため、同項に規定する居宅介護支援事業を行う者に対する情報の提供等を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めること。
- (4) 略

2 略

別表第1（第3条関係）

区分	基準
略	
サービスの提供	1 略 2 生活相談員（生活相談員が置かれない外部サービス利用型養護老人ホームにあっては、主任支援員）に、処遇に関する計画を作成させ、又は入所者の処遇の状況等を勘案して必要な計画の見直しを行わせ、計画に沿った支援が行われるよう必要な調整を行わせるほか、次に掲げる業務を行わせること。 (1) 入所者が介護保険法第23条に規定する居宅サービス等（以下「居宅サービス等」という。）を利用する場合は、 <u>同法第8条第23項</u> に規定する居宅サービス計

	<p>画又は同法第8条の2第16項に規定する介護予防サービス計画の作成等に資するため、同法第8条第24項に規定する居宅介護支援事業又は同法第8条の2第16項に規定する介護予防支援事業を行う者との密接な連携を図るほか、他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めること。</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>3～22 略</p>
略	

備考

1・2 略

3 この表において「外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護」とは、介護保険法第8条の2第9項に規定する介護予防特定施設入居者生活介護に係る同法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスであって、同法第8条の2第9項に規定する計画の作成等を施設の従業者が行い、当該計画に基づく入浴の介護等を委託を受けた同法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者が行うものをいう。

4 略

別表第2（第4条関係）

区分	基準
従業者の配置	1～7 略
	8 介護保険法第8条第19項に規定する小規模多機能型居宅介護若しくは同条第23項に規定する複合型サービスに係る同法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス又は同法第8条の2第14項に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護に係る同法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービスを行う事業所（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所

	<p>画又は同法第8条の2第18項に規定する介護予防サービス計画の作成等に資するため、同法第8条第23項に規定する居宅介護支援事業又は同法第8条の2第18項に規定する介護予防支援事業を行う者との密接な連携を図るほか、他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めること。</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>3～22 略</p>
略	

備考

1・2 略

3 この表において「外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護」とは、介護保険法第8条の2第11項に規定する介護予防特定施設入居者生活介護に係る同法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスであって、同法第8条の2第11項に規定する計画の作成等を施設の従業者が行い、当該計画に基づく入浴の介護等を委託を受けた同法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者が行うものをいう。

4 略

別表第2（第4条関係）

区分	基準
従業者の配置	1～7 略
	8 介護保険法第8条第18項に規定する小規模多機能型居宅介護若しくは同条第22項に規定する複合型サービスに係る同法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス又は同法第8条の2第16項に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護に係る同法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービスを行う事業所（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所

<p>等」という。)が併設される場合であって、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業員の数が同法第78条の4第1項又は同法第115条の14第1項の市町村の条例で定める員数に関する基準を満たしているときは、施設の従業者が当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の職務に従事することができること。</p> <p style="text-align: center;">略</p>	<p>等」という。)が併設される場合であって、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業員の数が同法第78条の4第1項又は同法第115条の14第1項の市町村の条例で定める員数に関する基準を満たしているときは、施設の従業者が当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の職務に従事することができること。</p> <p style="text-align: center;">略</p>
---	---

(鳥取県居宅サービス事業及び介護予防サービス事業に関する条例施行規則の一部改正)

第3条 鳥取県居宅サービス事業及び介護予防サービス事業に関する条例施行規則（平成25年鳥取県規則第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(定義) 第2条 略</p> <p>2 この規則において「利用者の数」とは、居宅サービス又は介護予防サービス（要支援者に対する法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業及び同号ロに規定する第1号通所事業を含む。）を前3月（短期入所生活介護又は介護予防短期入所生活介護にあつては、前年度）に利用した者の1日当たりの人数（新たに指定を受ける場合は、その推定数）をいう。</p> <p>3 略</p> <p>(居宅サービスの事業の従業者、設備及び運営に関する基準) 第3条 条例に定めるもののほか、指定居宅サービスの事業の従業者、設備及び運営に関する基準は、居宅サービスの種類に応じ、別表第1のとおりとする。</p> <p>2 基準該当居宅サービスの事業の従業者、設備及び運営に関する基準は、居宅サービスの種類に応じ、<u>別表第2</u>のとおりとする。</p>	<p>(定義) 第2条 略</p> <p>2 この規則において「利用者の数」とは、居宅サービス又は介護予防サービス（要支援者に対する法第115条の4第1項第1号イに規定する第1号訪問事業及び同号ロに規定する第1号通所事業を含む。）を前3月（短期入所生活介護又は介護予防短期入所生活介護にあつては、前年度）に利用した者の1日当たりの人数（新たに指定を受ける場合は、その推定数）をいう。</p> <p>3 略</p> <p>(居宅サービスの事業の従業者、設備及び運営に関する基準) 第3条 条例に定めるもののほか、指定居宅サービスの事業の従業者、設備及び運営に関する基準は、居宅サービスの種類に応じ、別表第1のとおりとする。<u>ただし、難病等を有する者又はがん末期のものであつて常時看護師による観察が必要なものを対象とする通所介護に係る指定居宅サービスの事業の従業者、設備及び運営に関する基準は、別表第2のとおりとする。</u></p> <p>2 基準該当居宅サービスの事業の従業者、設備及び運営に関する基準は、居宅サービスの種類に応じ、<u>別表第3</u>のとおりとする。</p>

(介護予防サービスの事業の従業者、設備及び運営に関する基準)

第4条 略

2 基準該当介護予防サービスの事業の従業者、設備及び運営に関する基準は、介護予防サービスの種類に応じ、別表第2のとおりとする。

別表第1 (第3条、第4条関係)

1 訪問介護

区分	基 準
従業者の 配置	1～4 略
	5 サービス提供責任者は、専ら訪問介護に従事すること。ただし、当該事業所又は同一敷地内に併設される事業所で要支援者に対する法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業、定期巡回・随時対応型訪問介護看護又は夜間対応型訪問介護を行う場合であって、利用者に対するサービスの提供に支障がないときは、これらの事業に従事することができる。
	6 略
略	

2～5 略

6 通所介護

区分	基 準
従業者の 配置	1 略
	2 法第115条の45の3第1項の指定を受けた事業所にあつては、 <u>前号</u> の規定にかかわらず生活相談員、看護師又は准看護師、介護職員及び機能訓練指導員の人数を当該指定を受けるために必要とされる人数とすることができること。
	3 略

(介護予防サービスの事業の従業者、設備及び運営に関する基準)

第4条 略

2 基準該当介護予防サービスの事業の従業者、設備及び運営に関する基準は、介護予防サービスの種類に応じ、別表第3のとおりとする。

別表第1 (第3条、第4条関係)

1 訪問介護

区分	基 準
従業者の 配置	1～4 略
	5 サービス提供責任者は、専ら訪問介護に従事すること。ただし、当該事業所又は同一敷地内に併設される事業所で要支援者に対する法第115条の4第1項第1号イに規定する第1号訪問事業、定期巡回・随時対応型訪問介護看護又は夜間対応型訪問介護を行う場合であって、利用者に対するサービスの提供に支障がないときは、これらの事業に従事することができる。
	6 略
略	

2～5 略

6 通所介護

区分	基 準
従業者の 配置	1 略
	2 <u>利用定員が10人以下である事業所にあつては、前号(2)及び(3)の規定にかかわらず、看護師、准看護師及び介護職員を合計した人数を同号(2)及び(3)に定める人数とすることをもって足りること。</u>
	3 法第115条の45の3第1項の指定を受けた事業所にあつては、 <u>前2号</u> の規定にかかわらず生活相談員、看護師又は准看護師、介護職員及び機能訓練指導員の人数を当該指定を受けるために必要とされる人数とすることができること。
	4 略

4	略
5	略
6	略
7	略
略	

7～9 略

10 特定施設入居者生活介護又は介護予防特定施設入居者生活介護

区分	基 準
略	
サービスの提供	<p>1～16 略</p> <p>17 外部サービス利用型介護を行う場合（<u>第3号</u>の規定により利用者が選択する事業者からサービスの提供を受ける場合を含む。）は、事業所ごとに、受託事業者と書面により契約を締結し、適切かつ円満にサービスが提供されるようにすること。</p> <p>18 略</p> <p>19 受託事業者は、<u>指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者又は法第115条の45の3第1項に規定する指定事業者</u>とすること。</p> <p>20 <u>受託事業者に委託するサービスは、訪問介護、訪問入浴介護、訪</u></p>

5	略
6	略
7	略
8	略
略	

7～9 略

10 特定施設入居者生活介護又は介護予防特定施設入居者生活介護

区分	基 準
略	
サービスの提供	<p>1～16 略</p> <p>17 外部サービス利用型介護を行う場合（<u>第4号</u>の規定により利用者が選択する事業者からサービスの提供を受ける場合を含む。）は、事業所ごとに、受託事業者と書面により契約を締結し、適切かつ円満にサービスが提供されるようにすること。</p> <p>18 略</p> <p>19 受託事業者は、<u>訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護、通所リハビリテーション若しくは福祉用具貸与を行う指定居宅サービス事業者、認知症対応型通所介護を行う指定地域密着型サービス事業者、介護予防訪問介護、介護予防訪問入浴介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防通所介護、介護予防通所リハビリテーション若しくは介護予防福祉用具貸与を行う指定介護予防サービス事業者又は介護予防認知症対応型通所介護を行う指定地域密着型介護予防サービス事業者</u>とすること。また、<u>認知症対応型通所介護又は介護予防認知症対応型通所介護の提供を委託する場合は、当該事業所と同一の市町村の区域内に所在する事業所においてサービスの提供を受けること。</u></p>

<p><u>問看護、訪問リハビリテーション、通所介護、通所リハビリテーション若しくは福祉用具貸与、地域密着型通所介護若しくは認知症対応型通所介護、介護予防訪問入浴介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション若しくは介護予防福祉用具貸与、介護予防認知症対応型通所介護又は法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業若しくは同号ロに規定する第1号通所事業とすること。また、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護又は介護予防認知症対応型通所介護を委託する場合は、当該事業所と同一の市町村に所在する事業所においてサービスの提供を受けること。</u></p> <p>21 略 22 略</p>	<p>20 略 21 略</p>
<p>略</p>	<p>略</p>

11・12 略

11・12 略

別表第2（第3条関係）

区分	基 準
<p>従業者の配置</p>	<p>1 次に掲げる従業者を事業所ごとに置くこと。 (1) 管理者 (2) 看護師、准看護師又は介護職員</p> <p>2 看護師、准看護師又は介護職員の人数は、サービスを提供している時間帯を通じて専ら当該サービスの提供に当たる者を利用者の数を1.5で除した数以上確保するために必要と認められる人数以上とし、このうち1人以上は、専ら当該サービスに従事する常勤の看護師とすること。</p> <p>3 管理者は、専らその職務に従事することができる常勤の看護師であって、適切なサービスを行うために必要な知識及び技能を有する</p>

		ものをもって充てること。ただし、事業所の管理上支障がないと認められるときは、当該事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。
	設備	<ol style="list-style-type: none"> 1 利用定員は、9人以下とすること。 2 サービスの提供にふさわしい専用の部屋を有し、その面積は、6.4平方メートルに利用定員を乗じた面積以上とすること。 3 非常災害に際して必要な消火設備その他の設備を設けること。 4 専ら事業の用に供するものであること。ただし、利用者に対するサービスの提供に支障がないと認められるときは、この限りでない。
	サービスの開始及び終了	<ol style="list-style-type: none"> 1 別表第1の1の表サービスの開始及び終了の項に掲げる基準を満たすこと。 2 正当な理由なくサービスの提供を拒まないこと。 3 利用申込者に対し適切なサービスを提供することが困難な場合は、指定居宅介護支援事業者への連絡、他の事業者の紹介その他の措置を講ずること。 4 サービスの提供を開始するときは、あらかじめ利用申込者又はその家族に対し、次に掲げる事項を記載した書面を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得ること。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 事業の目的及び運営の方針 (2) 従業者の職種、人数及び職務の内容 (3) 営業日及び営業時間 (4) 利用定員 (5) サービスの内容及び利用料その他の費用の額 (6) 事業の実施地域 (7) サービスの利用に当たっての留意事項

		<ul style="list-style-type: none"> (8) 非常災害対策 (9) 従業者の勤務の体制 (10) 利用者ごとに定めた緊急時等の対応策 (11) 主治医 (12) 緊急時対応医療機関との連絡体制 (13) その他サービスの選択に資する重要事項
	療養通所介護計画	<ul style="list-style-type: none"> 1 利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ、居宅サービス計画の内容に沿って、既に訪問看護計画が作成されている場合はその内容との整合を図りつつ、機能訓練等の目標、目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した療養通所介護計画を作成すること。 2 療養通所介護計画の内容を利用者又はその家族に説明し、利用者の同意を得るとともに、作成した計画書を利用者に交付すること。 3 計画の作成後、モニタリングを行うこと。
	サービスの提供	<ul style="list-style-type: none"> 1 別表第1の1の表サービスの提供の項（第4号、第6号、第10号、第12号、第13号、第15号、第17号、第20号、第26号及び第27号の規定を除く。）に掲げる基準を満たすこと。 2 療養通所介護計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うこと。 3 サービスの開始及び終了の項第4号(1)から(8)までに掲げる事項その他運営に関する重要事項についての規程を事業所ごとに定めること。 4 利用定員を超えてサービスの提供を行わないこと。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。 5 利用者の体調の変化等に応じた適切なサービスを提供できるよ

う、利用者の主治医及び訪問看護を行う事業者との密接な連携を図り、サービスの提供方法及び手順等についての情報の共有を十分に図ること。

6 常に利用者の心身の状況を的確に把握し、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供すること。

7 利用者の処遇について、自らサービスの評価を行い、その結果を利用者に周知するとともに、常にその改善を図ること。また、外部の者による評価を行い、その結果を公表するよう努めること。

8 利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、事業所と同一の敷地内に存し又は隣接し若しくは近接する緊急時対応医療機関を定めておくこと。また、当該緊急時対応医療機関と緊急時において円滑な協力を得るため、あらかじめ必要な事項を取り決めておくこと。

9 サービスの提供時に利用者の病状が急変した場合等に備え、あらかじめ利用者ごとの対応策を主治医と協議して定めるとともに、利用者及び家族に対して十分に説明し、利用者及び家族が安心してサービスを利用できるよう配慮すること。また、利用者の状態の変化に応じて当該対応策の変更を行うこと。

10 サービスの提供時に利用者の病状が急変した場合は、前号の対応策に基づき、速やかに主治医又は緊急時対応医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずること。

11 利用者の人権を守り、虐待の発生を防止するため、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）第20条の規定に従い、

従業者に対する研修の実施、責任者の設置その他の措置を講ずること。

12 当該事業所の従業者によってサービスを提供すること。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

13 利用者の使用する施設、食器その他の設備については、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずること。

14 感染症、食中毒及び熱中症による健康被害が発生し、又はまん延しないように、衛生上及び健康管理上必要な措置を講ずること。

15 非常災害対策は、非常災害時の情報の収集、連絡体制、避難等に関する具体的な計画を定めるものとし、その計画を実行できるよう利用者及び職員に周知し、定期的に訓練を行うこと。

16 サービスの提供に対する対価のほか、次に掲げる費用以外の費用を徴収しないこと。また、(2)に掲げる費用については、知事が別に定めるところによること。

(1) 事業の実施地域以外の地域からの送迎に要する費用

(2) 食事の提供に要する費用

(3) おむつ代

(4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、提供される便宜のうち日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用

17 前号の規定により費用を徴収するサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用を記載した書面を交付して説明を行い、利用者の同意を得ること。

18 安全かつ適切なサービスの提供

	<p>を確保するため、地域の医療関係団体に属する者、地域の保健、医療又は福祉の分野を専門とする者その他安全かつ適切なサービスの提供を確保するために必要と認められる者により構成される安全・サービス提供管理委員会を設置し、概ね6月に1回以上開催すること。</p> <p>19 安全・サービス提供管理委員会においては、事故事例その他の安全管理に必要なデータの収集を行うとともに、当該データ等を踏まえ、事業所における安全かつ適切なサービスの提供を確保するための方策の検討を行うこと。</p> <p>20 安全・サービス提供管理委員会における検討の結果を記録するとともに、必要な対策を講ずること。</p> <p>21 管理者に、療養通所介護計画の項第1号及び第2号に規定する業務のほか、当該事業所の従業員の管理、サービス利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わせること。また、法令及びこの規則の規定を遵守させるために必要な従業者に対する指揮命令を行わせるとともに、サービス提供に適切な環境を整備させること。</p>
<p>記録の作成及び保存</p>	<p>1 次に掲げる記録を整備すること。</p> <p>(1) 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録</p> <p>(2) 利用者ごとの療養通所介護計画</p> <p>(3) 別表第1の1の表サービスの提供の項第5号の記録</p> <p>(4) 別表第1の1の表サービスの提供の項第11号の規定による市町村への通知に係る記録</p> <p>(5) 療養通所介護計画の項第3号の規定によるモニタリングの結果の記録</p>

	<p>(6) サービスの提供の項第20号の規定による記録</p> <p>(7) 条例別表の1の表事故等への対応の項第2号に規定する事故の状況及び事故に際して採った措置についての記録</p> <p>(8) 条例別表の1の表事故等への対応の項第4号に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>2 前号の記録は、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める期間保存すること。</p> <p>(1) 決算書類 30年間</p> <p>(2) 会計伝票、会計帳簿及び証ひょう書類 10年間</p> <p>(3) (1)及び(2)に掲げる書類以外の記録 5年間</p>
<p>別表第2 (第3条、第4条関係)</p> <p>1～3 略</p> <p>4 短期入所生活介護又は介護予防短期入所生活介護</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) <u>通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護若しくは小規模多機能型居宅介護</u>を行う事業所又は社会福祉施設（以下「通所介護事業所等」という。）に併設し、当該通所介護事業所等と一体的に運営すること。</p> <p>(7)～(13) 略</p> <p>5 略</p>	<p>別表第3 (第3条、第4条関係)</p> <p>1～3 略</p> <p>4 短期入所生活介護又は介護予防短期入所生活介護</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) <u>通所介護若しくは認知症対応型通所介護</u>を行う事業所又は社会福祉施設（以下「通所介護事業所等」という。）に併設し、当該通所介護事業所等と一体的に運営すること。</p> <p>(7)～(13) 略</p> <p>5 略</p>
<p>事故等への対応</p>	<p>条例別表の1の表事故等への対応の項及び別表第1の1の表事故等への対応の項に掲げる基準を満たすこと。</p>

(鳥取県障害児通所支援事業及び障害児入所施設に関する条例施行規則の一部改正)

第4条 鳥取県障害児通所支援事業及び障害児入所施設に関する条例施行規則（平成25年鳥取県規則第28号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(障害児通所支援事業の従業者、設備及び運営の基準)</p> <p>第3条 略</p>	<p>(障害児通所支援事業の従業者、設備及び運営の基準)</p> <p>第3条 略</p>

<p>2～4 略</p> <p>5 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第7項に規定する通所介護又は同条第17項に規定する地域密着型通所介護（以下「通所介護等」という。）を行う事業所であって同法第41条第1項本文又は第42条の2第1項本文の指定を受けているものが別表第5に掲げる基準を満たすときは、第3項に定める基準を満たしているものとみなす。</p> <p>6 介護保険法第8条第19項に規定する小規模多機能型居宅介護（同条第23項に規定する複合型サービスに該当するものを含む。）を行う事業所であって同法第42条の2第1項本文の指定を受けているもの（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）が別表第6に掲げる基準を満たすときは、第3項に定める基準を満たしているものとみなす。</p> <p>別表第5（第3条関係）</p> <p>1 地域において児童発達支援又は放課後等デイサービスが提供されていないこと等により児童発達支援又は放課後等デイサービスを受けることが困難な障害児に対して通所介護等と同様のサービスを提供するものであること。</p> <p>2 食堂及び機能訓練室の床面積が、前号のサービスを利用する障害児を通所介護等の利用者とみなして加えた場合における通所介護等の利用者の数で除して3平方メートル以上であること。</p> <p>3 従業者の人数が、第1号のサービスを利用する障害児を通所介護等の利用者とみなして加えた場合において介護保険法第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者又は同法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス事業者として必要とされる人数以上であること。</p> <p>4 略</p>	<p>2～4 略</p> <p>5 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第7項に規定する通所介護（以下「通所介護」という。）を行う事業所であって同法第41条第1項本文の指定を受けているものが別表第5に掲げる基準を満たすときは、第3項に定める基準を満たしているものとみなす。</p> <p>6 介護保険法第8条第18項に規定する小規模多機能型居宅介護（同条第22項に規定する複合型サービスに該当するものを含む。）を行う事業所であって同法第42条の2第1項本文の指定を受けているもの（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）が別表第6に掲げる基準を満たすときは、第3項に定める基準を満たしているものとみなす。</p> <p>別表第5（第3条関係）</p> <p>1 地域において児童発達支援又は放課後等デイサービスが提供されていないこと等により児童発達支援又は放課後等デイサービスを受けることが困難な障害児に対して通所介護と同様のサービスを提供するものであること。</p> <p>2 食堂及び機能訓練室の床面積が、前号のサービスを利用する障害児を通所介護の利用者とみなして加えた場合における通所介護の利用者の数で除して3平方メートル以上であること。</p> <p>3 従業者の人数が、第1号のサービスを利用する障害児を通所介護の利用者とみなして加えた場合において介護保険法第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者として必要とされる人数以上であること。</p> <p>4 略</p>
--	--

（鳥取県公害防止条例施行規則の一部改正）

第5条 鳥取県公害防止条例施行規則（昭和47年鳥取県規則第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（拡声機使用の禁止区域）</p> <p>第15条の2 条例第58条の2第1項の規則で定める区域は、次に掲げる施設の敷地の周囲からおおむね50メートル以内の区域とする。</p> <p>（1）～（5） 略</p>	<p>（拡声機使用の禁止区域）</p> <p>第15条の2 条例第58条の2第1項の規則で定める区域は、次に掲げる施設の敷地の周囲からおおむね50メートル以内の区域とする。</p> <p>（1）～（5） 略</p>

(6) 介護保険法（平成9年法律第123号） <u>第8条</u> <u>第28項</u> に規定する介護老人保健施設	(6) 介護保険法（平成9年法律第123号） <u>第8条</u> <u>第27項</u> に規定する介護老人保健施設
--	--

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第11項に規定する特定施設入居者生活介護又は同法第8条の2第9項に規定する介護予防特定施設入居者生活介護を行う事業者は、第3条の規定による改正後の鳥取県居宅サービス事業及び介護予防サービス事業に関する条例施行規則別表第1の10の表サービスの提供の項第20号の規定にかかわらず、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）附則第11条の規定によりなおその効力を有する同法第5条の規定による改正前の介護保険法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護又は同条第7項に規定する介護予防通所介護を同法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者に委託することができる。

鳥取県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 3 月 31 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第25号

鳥取県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

鳥取県児童福祉法施行細則（平成 3 年鳥取県規則第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(小児慢性特定疾病医療費の支給の申請) 第 3 条 略</p> <p><u>2 前項の申請書を提出する者は、個人番号が記載された書類であって知事が適当と認めるもの（以下「本人確認書類」という。）を提示し、又は提出しなければならない。</u></p> <p>(療育の給付の申請) 第 5 条 略</p> <p><u>2 前項の申請を行う者は、本人確認書類を提示し、又は提出しなければならない。</u></p> <p>第 9 条 法第22条第 2 項の規定による<u>申込み</u>は助産施設入所申込書（様式第 7 号）を、法第23条第 2 項の規定による申込みは母子生活支援施設入所申込書（様式第 8 号）を提出してしなければならない。</p> <p><u>2 前項の申込みを行う者は、本人確認書類を提示し、又は提出しなければならない。</u></p> <p><u>3 福祉事務所長（鳥取県福祉事務所設置条例（昭和30年鳥取県条例第 8 号）第 1 条の規定により設置された福祉事務所の長をいう。以下同じ。）は、第 1 項の申込書の提出があった場合において、助産施設への入所の承諾を決定したときにあつては助産施設入所承諾書（様式第 9 号）により、母子生活支援施設への入所の承諾を決定したときにあつては母子生活支援施設入所承諾書（様式第 9 号の 2）により当該申込みを行った者に通知するとともに、当該助産施設又は母子生活支援施設の長に当該申込みを行った者への通知の写しを送付するものとする。</u></p> <p><u>4 略</u></p> <p><u>5 略</u></p>	<p>(小児慢性特定疾病医療費の支給の申請) 第 3 条 略</p> <p>(療育の給付の申請) 第 5 条 略</p> <p>第 9 条 法第22条第 2 項の規定による<u>申し込み</u>は助産施設入所申込書（様式第 7 号）を、法第23条第 2 項の規定による申込みは母子生活支援施設入所申込書（様式第 8 号）を提出してしなければならない。</p> <p><u>2 福祉事務所長（鳥取県事務処理権限規則（平成 8 年鳥取県規則第32号。以下「権限規則」という。）第 6 条又は第 7 条の規定により知事の権限に属する当該事務の委任を受けた鳥取県福祉事務所設置条例（昭和30年鳥取県条例第 8 号）第 1 条の規定により設置された福祉事務所の長をいう。以下同じ。）は、前項の申込書の提出があった場合において、助産施設への入所の承諾を決定したときにあつては助産施設入所承諾書（様式第 9 号）を、母子生活支援施設への入所の承諾を決定したときにあつては母子生活支援施設入所承諾書（様式第 9 号の 2）を当該申込みを行った者に通知するものとし、当該施設の長に対しては当該申込みを行った者への通知の写しを送付するものとする。</u></p> <p><u>3 略</u></p> <p><u>4 略</u></p>

第9条の2 略

2 前項の申込書を提出する者は、本人確認書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 児童相談所長は、第1項の申込書の提出があった場合において、児童自立生活援助の実施（法第25条の7第1項第3号に規定する児童自立生活援助の実施をいう。以下同じ。）を決定したときは、児童自立生活援助実施決定通知書（様式第10号の4）により当該申込みを行った者に対し通知するとともに、児童自立生活援助実施委託通知書（様式第10号の5）により当該児童自立生活援助の実施を受託した者に対し通知するものとする。

4 略

5 略

（里親の認定の申請等）

第13条 省令第36条の41第1項又は第2項に規定する申請書（省令第36条の47の規定により準じて行う認定等に係る申請書を含む。）は、里親認定申請書（様式第19号）によるものとする。

2 前項の申請書（省令第36条の47の規定により準じて行う認定等に係る申請書を除く。）を提出する者は、本人確認書類を提示し、又は提出しなければならない。

（障害児入所給付費等の支給等の申請）

第15条の2 略

2 前項の申請書を提出する者は、本人確認書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 第1項の申請書には、世帯状況・収入・資産等申告書（様式第25号の3）を添付しなければならない。ただし、当該申告書の記載事項を個人番号を利用して確認できるときは、その添付を省略することができる。

（障害児入所給付費申請事項の変更の届出）

第15条の6 略

2 略

3 前項の届出書には、世帯状況・収入・資産等申告書を添付しなければならない。ただし、当該申告書の記載事項を個人番号を利用して確認できるときは、その添付を省略することができる。

（児童福祉施設の設置の届出）

第20条 法第35条第3項又は第56条の8第3項の規定

第9条の2 略

2 児童相談所長は、前項の申込書の提出があった場合において、児童自立生活援助の実施（法第25条の7第1項第3号に規定する児童自立生活援助の実施をいう。以下同じ。）を決定したときは、児童自立生活援助実施決定通知書（様式第10号の4）により当該申込みを行った者に対し通知するとともに、児童自立生活援助実施委託通知書（様式第10号の5）により当該児童自立生活援助の実施を受託した者に対し通知するものとする。

3 略

4 略

（里親の認定の申請等）

第13条 省令第36条の41第1項及び第2項（省令第36条の47において準ずる場合を含む。）に規定する申請書は、里親認定申請書（様式第19号）によるものとする。

（障害児入所給付費等の支給等の申請）

第15条の2 略

2 前項の申請書には、世帯状況・収入・資産等申告書（様式第25号の3）を添付しなければならない。

（障害児入所給付費申請事項の変更の届出）

第15条の6 略

2 略

3 前項の届出書には、世帯状況・収入・資産等申告書を添付しなければならない。

（児童福祉施設の設置の届出）

第20条 法第35条第3項の規定による届出は、児童福

<p>による届出は、児童福祉施設設置届出書（様式第30号）を提出してしなければならない。</p> <p>（児童福祉施設の届出事項等の変更の届出）</p> <p>第22条 省令第37条第4項の規定による届出は、児童福祉施設届出事項変更届出書（様式第32号又は様式第32号の2）を提出してしなければならない。</p> <p><u>2 省令第37条第5項の規定による届出は、児童福祉施設認可（届出）事項変更届出書（様式第33号）を提出してしなければならない。</u></p> <p><u>3 省令第37条第6項の規定による届出は、児童福祉施設認可（届出）事項変更届出書（様式第34号又は様式第34号の2）を提出してしなければならない。</u></p> <p><u>4 公私連携保育法人は、次に掲げる場合は、知事に届け出なければならない。</u></p> <p><u>（1） 公私連携型保育所の名称又は位置を変更した場合</u></p> <p><u>（2） 公私連携型保育所の建物その他の設備の規模及び構造又は事業の運営についての重要事項に関する規程を変更しようとする場合</u></p> <p><u>（3） 経営の責任者又は福祉の実務に当たる幹部職員を変更しようとする場合</u></p> <p><u>5 前項の規定による届出は、児童福祉施設認可（届出）事項変更届出書（様式第33号から様式第34号の2まで）を提出してしなければならない。</u></p> <p>（書類の提出先）</p> <p>第31条 法又は省令の規定により知事に提出する書類は、第2条、第3条、第5条から第9条まで、第14条の2、第14条の3、第15条の11から第15条の13まで、<u>第19条から第24条まで及び第27条から第30条までに規定する書類を除き、所管の児童相談所長に提出しなければならない。</u></p> <p>2 次の各号に掲げる書類は、それぞれ当該各号に定める者に提出しなければならない。</p> <p>（1）・（2） 略</p> <p>様式第2号（第3条関係）</p> <p style="text-align: right;">（表面）</p>	<p>祉施設設置届出書（様式第30号）を提出してしなければならない。</p> <p>（児童福祉施設の届出事項等の変更の届出）</p> <p>第22条 省令第37条第4項の規定による届出は、児童福祉施設届出事項変更届出書（様式第32号又は様式第32号の2）を、<u>同条第5項の規定による変更届出は、児童福祉施設設置認可（届出）事項変更届出書（様式第33号）を、同条第6項の規定による変更届出は、児童福祉施設認可事項変更届出書（様式第34号又は様式第34号の2）を提出してしなければならない。</u></p> <p>（書類の提出先）</p> <p>第31条 法又は省令の規定により知事に提出する書類は、第2条、<u>第6条から第8条まで</u>、第14条の2、第14条の3、第15条の11から第15条の13まで<u>及び第19条から第24条までに規定する書類を除き、所管の児童相談所長に提出しなければならない。</u></p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる書類は、それぞれ当該各号に定める者に提出しなければならない。</u></p> <p>（1）・（2） 略</p> <p>様式第2号（第3条関係）</p> <p style="text-align: right;">（表面）</p>
---	---

略			
小児慢性特定疾病医療費支給認定申請書（新規・更新・変更）			
受 診 者	略		略
	氏 名		
	個人番号		
略			
申 請 者	氏名		個人 番 号
	略		
略			
上記のとおり、小児慢性特定疾病医療費の支給を申請します。			
年 月 日			
申請者氏名 ㊤			
（氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。）			
鳥取県 事務所長 様			
注 略			
（裏面）			
支給認定基準世帯員（受診者と同じ医療保険に加入する者）			
世帯員 氏名	個人 番号	受診者との 続柄	
世帯員 氏名	個人 番号	受診者との 続柄	
世帯員 氏名	個人 番号	受診者との 続柄	
世帯員 氏名	個人 番号	受診者との 続柄	
世帯員 氏名	個人 番号	受診者との 続柄	
世帯員 氏名	個人 番号	受診者との 続柄	
世帯員 氏名	個人 番号	受診者との 続柄	
世帯員 氏名	個人 番号	受診者との 続柄	
略			
【所得区分】			
受診者の加入する医療保険が国民健康保険である場合は、当該国民健康保険に加入する世帯員全			

略			
小児慢性特定疾病医療費支給認定申請書（新規・更新・変更）			
受 診 者	略		略
	氏 名		
	略		
略			
申 請 者	氏名		略
	略		
略			
上記のとおり、小児慢性特定疾病医療費の支給を申請します。			
年 月 日			
申請者氏名 ㊤			
（氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。）			
鳥取県 事務所長 様			
注 略			
（裏面）			
支給認定基準世帯員（受診者と同じ医療保険に加入する者）			
世帯員 氏名	個人 番号	受診者との 続柄	
世帯員 氏名	個人 番号	受診者との 続柄	
世帯員 氏名	個人 番号	受診者との 続柄	
世帯員 氏名	個人 番号	受診者との 続柄	
世帯員 氏名	個人 番号	受診者との 続柄	
世帯員 氏名	個人 番号	受診者との 続柄	
世帯員 氏名	個人 番号	受診者との 続柄	
世帯員 氏名	個人 番号	受診者との 続柄	
略			
【所得区分】			
申請者（受診者の保護者であり・受診者の医療保険の被保険者）の市町村民税（所得割）課税額			

員の市町村民税（所得割）課税額の合計により、
国民健康保険以外である場合は医療保険の被保険
者（申請者又は受診者）の市町村民税（所得割）
課税額により、それぞれ判断してください。

略

略

様式第3号（第5条関係）

療育給付申請書				
本人	略			
	居住地		個人 番号	
扶養 義務 者	略			
	居住地		個人 番号	
略				

添付書類 略

様式第7号（第9条関係）

助産施設入所申込書

年 月 日

郵便番号
住 所
フリガナ
妊産婦氏名
電話番号

職 氏 名 様

助産施設への入所につき次のとおり申し込みます。

入所を希望 する妊産婦	生年月日	
	個人番号	
略		
略		

備考 1 略

- 2 この申込書には、当該世帯の家族状況収入資産状況調査書及び課税証明書その他の課税の状況が分かる書類を添付してください。ただし、当該世帯の収入等を個人番号を利用して確認できる場合は、その添付を省略することができる。

3 略

注 略

様式第8号（第9条関係）

（以下「課税額」という。）により判断してくだ
さい。なお、受診者が医療保険の被保険者である
場合は受診者の課税額、受診者が国民健康保険又
は国保組合の場合は受診者の世帯員全員（国民健
康保険加入者又は国保組合加入者）の課税額の合
計で判断してください。

略

略

様式第3号（第5条関係）

療育給付申請書				
本人	略			
	居住地		個人 番号	
扶養 義務 者	略			
	居住地		個人 番号	
略				

添付書類 略

様式第7号（第9条関係）

助産施設入所申込書

年 月 日

郵便番号
住 所
フリガナ
妊産婦氏名
電話番号

職 氏 名 様

助産施設への入所につき次のとおり申し込みます。

入所を希望 する妊産婦	生年月日	
	個人番号	
略		
略		

備考 1 略

- 2 この申込書には、当該世帯の家族状況収入資産状況調査書及び課税証明書その他の課税の状況が分かる書類を添付してください。

3 略

注 略

様式第8号（第9条関係）

母子生活支援施設入所申込書

年 月 日

郵便番号

住 所

フリガナ

保護者氏 名

電話番号

職 氏 名 様

母子生活支援施設への入所につき次のとおり申し込みます。

入所希望者	氏名	続柄	生年月日	個人番号	職業又は就学の状況等	備考
		保護者本人				
略						

備考 略

注 略

様式第10号の3（第9条の2関係）

児童自立生活援助実施申込書

平成 年 月 日

職 氏 名 様

郵便番号

申込者 住 所

氏 名 ㊞

児童自立生活援助の実施について、児童福祉法第33条の6第2項の規定により、次のとおり申し込みます。

実施希望者	略	
	生年月日	
	個人番号	
	略	
略		

注 略

様式第19号（第13条関係）

里親認定申請書

母子生活支援施設入所申込書

年 月 日

郵便番号

住 所

フリガナ

保護者氏 名

電話番号

職 氏 名 様

母子生活支援施設への入所につき次のとおり申し込みます。

入所希望者	氏名	続柄	生年月日	職業又は就学の状況等	備考
		保護者本人			
略					

備考 略

注 略

様式第10号の3（第9条の2関係）

児童自立生活援助実施申込書

平成 年 月 日

職 氏 名 様

郵便番号

申込者 住 所

氏 名 ㊞

児童自立生活援助の実施について、児童福祉法第33条の6第2項の規定により、次のとおり申し込みます。

実施希望者	略	
	生年月日	
	略	
	略	

注 略

様式第19号（第13条関係）

里親認定申請書

職 氏 名 様

養育里親・専門里親・養子縁組里親・親族里親の認定を受けたいので、児童福祉法施行規則第36条の41（児童福祉法施行規則第36条の47において準ずる場合を含む。）の規定により、次のとおり申請します。

年 月 日

住 所

フリガナ

申請者 氏 名 ㊦

申請者	氏 名	略				
	個人番号(※)	略				
同居人	氏 名	生年月日	性別	個人番号(※)	職業	健康状態
		年 月 日				
		年 月 日				
		年 月 日				
		年 月 日				
(※)個人番号は養子縁組里親及び親族里親を希望する場合は記入しないこと。						
略						

注 略

添付書類 略

様式第25号の2（第15条の2関係）

（表面）

障害児入所給付費・特定入所障害児食費等給付費支給申請書

職 氏 名 様

次のとおり申請します。

申請年月日 年 月 日

申請者	フリガナ	生年月日	年 月 日
	氏 名	個人番号	
略			
	フリガナ	生年月日	年 月 日

職 氏 名 様

養育里親・専門里親・養子縁組里親・親族里親の認定を受けたいので、児童福祉法施行規則第36条の41（児童福祉法施行規則第36条の47において準ずる場合を含む。）の規定により、次のとおり申請します。

年 月 日

住 所

申請者 氏 名 ㊦

申請者	フリガナ	略			
	氏 名	略			
同居人	氏 名	生年月日	性別	職業	健康状態
		年 月 日			
		年 月 日			
		年 月 日			
		年 月 日			
略					

注 略

添付書類 略

様式第25号の2（第15条の2関係）

（表面）

障害児入所給付費・特定入所障害児食費等給付費支給申請書

職 氏 名 様

次のとおり申請します。

申請年月日 年 月 日

申請者	フリガナ	生年月日	年 月 日
	氏 名		
略			
	フリガナ	生年月日	年 月 日

支給申請に係る 児童氏名	個人番 号
	続 柄
略	

※「被保険者証の記号及び番号」欄及び「保険者名及び番号」欄は、医療型障害児入所施設又は指定発達支援医療機関の利用を希望する場合にのみ記入すること。

略

(裏面)

略

いずれも、事実関係を確認できる書類を添付して申請すること。ただし、事実関係を個人番号を利用して確認できるときは、その添付を省略することができる。

(注1) 略

(注2) 略

略

様式第25号の8 (第15条の6 関係)

障害児入所給付費申請事項変更届出書	
職 氏 名 様	
年 月 日	
次のとおり変更がありましたので届け出ます。	
フリガナ 申請者	生年月日 明治 大正 年 月 昭和 平成 日 個人番号
略	
フリガナ 給付決定に 係る児童の 氏名	続 柄 生年月日 昭和・平成 年 月 日 個人番号
略	
略	
※変更した内容を証する書類を添付すること。ただし、変更した内容を個人番号を利用して確認できるときは、その添付を省略することができる。	

様式第25号の9 (第15条の6 関係)

障害児入所支援負担上限月額等算定必要事項変更届出書

支給申請に係る 児童氏名		
	続 柄	
略		

※「被保険者証の記号及び番号」欄及び「保険者名及び番号」欄は、医療型障害児入所施設又は指定発達支援医療機関の利用を希望する場合にのみ記入すること。

略

(裏面)

略

いずれも、事実関係を確認できる書類を添付して申請すること。

(注1) 略

(注2) 略

略

様式第25号の8 (第15条の6 関係)

障害児入所給付費申請事項変更届出書	
職 氏 名 様	
年 月 日	
次のとおり変更がありましたので届け出ます。	
フリガナ 申請者	生年月日 明治 大正 年 月 昭和 平成 日 個人番号
略	
フリガナ 給付決定に 係る児童の 氏名	続 柄 生年月日 昭和・平成 年 月 日 個人番号
略	
略	
※変更した内容を証する書類を添付すること。	

様式第25号の9 (第15条の6 関係)

障害児入所支援負担上限月額等算定必要事項変更届出書

職 氏 名 様

次のとおり届け出します。届出年月日 年 月 日

申 請 者	フリガナ	生年月日	年 月 日
	氏 名	個人番号	
略			
支 給 申 請 に 係 る 児 童 氏 名	フリガナ	生年月日	年 月 日
		個人番号	
		続 柄	
略			

略

略

添付書類

1・2 略

3 事実関係等を個人番号を利用して確認できるときは、1又は2の書類の添付を省略することができる。

様式第25号の12（第15条の9関係）

高額障害児入所給付費支給申請書兼請求書

職 氏 名 様

次のとおり関係書類を添えて高額障害児入所給付費の支給を申請（請求）します。

申請（請求）年月日 年 月 日

フリガナ	略		
申請者氏名			
生年月日	明治	年	
	大正	月	
	昭和	日	
	平成		
個人番号			
略			
フリガナ		続 柄	
給付決定に係る児童の氏名		生年月日	昭和・平成 年 月 日
		個人番号	
略			

(注1) 略

職 氏 名 様

次のとおり届け出します。届出年月日 年 月 日

申 請 者	フリガナ	生年月日	年 月 日
	氏 名	個人番号	
略			
支 給 申 請 に 係 る 児 童 氏 名	フリガナ	生年月日	年 月 日
		個人番号	
		続 柄	
略			

略

略

添付書類

1・2 略

様式第25号の12（第15条の9関係）

高額障害児入所給付費支給申請書兼請求書

職 氏 名 様

次のとおり関係書類を添えて高額障害児入所給付費の支給を申請（請求）します。

申請（請求）年月日 年 月 日

フリガナ	略		
申請者氏名			
生年月日	明治	年	
	大正	月	
	昭和	日	
	平成		
略			
フリガナ		続 柄	
給付決定に係る児童の氏名		生年月日	昭和・平成 年 月 日
		個人番号	
略			

(注1) 略

(注2) 略
 高額障害児入所給付費等を下記の口座に振り込んでく
 ださい。

略

略

様式第30号(第20条関係)
 児童福祉施設設置届出書

年 月 日

職 氏 名 様

郵便番号

住 所

フリガナ

届出者 氏 名 ㊞

電話番号

児童福祉施設を設置したいので、児童福祉法第35条
 第3項・第56条の8第3項の規定により、関係書類を
 添えて次のおり届け出ます。

1～7 略

添付書類

1～5 略

6 略

7 市町村が児童福祉施設を設置する場合は、次に掲
 げる書類
 (1) 設置に関する条例(案)の写し
 (2) 市町村全体の児童福祉施設分布図
 (3) 保育所の場合は、保育を必要とする児童の状
 況を記載した書類及び運営についての重要事項に
 関する規程

8 公私連携保育法人が公私連携型保育所を設置する
 場合は、次に掲げる書類
 (1) 市町村長と締結した協定の写し
 (2) 定款又は寄附行為及び資産状況を明らかにす
 る書類

(注2) 略
 高額障害児入所給付費等を下記の口座に振り込んでく
 ださい。

略

略

様式第30号(第20条関係)
 児童福祉施設設置届出書

年 月 日

職 氏 名 様

郵便番号

住 所

フリガナ

届出者 氏 名 ㊞

電話番号

児童福祉施設を設置したいので、児童福祉法第35条
 第3項の規定により、関係書類を添えて次のおり届
 け出ます。

1～7 略

添付書類

1～5 略

6 設置に関する条例(案)の写し

7 既設の児童福祉施設と今回新たに届け出ようとす
 る児童福祉施設との関係を明らかにした市町村全体
 の児童福祉施設分布図

8 略

9 保育所の設置の場合は、当該市町村及び当該保育
 所の通所区域内の要措置児童等の状況を記載した書
 類並びに保育所の運営に関する重要事項を記載した
 規程

(3) 運営についての重要事項に関する規程

様式第31号 (第21条関係)

児童福祉施設設置認可申請書

年月日
職氏名様
郵便番号
住所
フリガナ
申請者氏名
電話番号

児童福祉施設設置の認可を受けたいので、児童福祉法施行規則第37条第2項の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

1～7 略

添付書類

1～6 略

7 保育所の場合は、保育を必要とする児童の状況を記載した書類及び運営についての重要事項に関する規程

8 定款又は寄附行為及び資産状況を明らかにする書類

様式第33号 (第22条関係)

児童福祉施設認可(届出)事項変更届出書
(種類・名称・位置の変更)

年月日
職氏名様
郵便番号
住所
フリガナ
届出者氏名
電話番号

児童福祉施設の設置認可(届出)事項を変更したので、児童福祉法施行規則第37条第5項(鳥取県児童福祉法施行細則第22条第4項)の規定により、次のとおり届け出ます。

1 変更計画書

略

2 変更理由

様式第31号 (第21条関係)

児童福祉施設設置認可申請書

年月日
職氏名様
郵便番号
住所
フリガナ
申請者氏名
電話番号

児童福祉施設設置の認可を受けたいので、児童福祉法施行規則第37条第2項の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

1～7 略

添付書類

1～6 略

7 保育所の設置の場合は、当該市町村及び当該保育所の通所区域内の要措置児童等の状況を記載した書類並びに保育所の運営に関する重要事項を記載した規程

8 設置する者の履歴及び資産状況を明らかにする書類

9 法人又は団体においては定款、寄附行為その他の規約

様式第33号 (第22条関係)

児童福祉施設設置認可(届出)事項変更届出書

年月日
職氏名様
郵便番号
住所
フリガナ
届出者氏名
電話番号

児童福祉施設の設置認可(届出)事項を変更したので、児童福祉法施行規則第37条第5項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 変更計画書

略

2 変更理由

<p>様式第34号（第22条関係） 児童福祉施設認可（届出）事項変更届出書 （経営責任者・幹部職員の変更）</p> <p>年 月 日</p> <p>職 氏 名 様</p> <p>郵便番号</p> <p>住 所</p> <p>届出者 フリガナ</p> <p>氏 名 ㊟</p> <p>電話番号</p> <p><u>経営の責任者（福祉の実務に当たる幹部職員）を</u> <u>更したいので、児童福祉法施行規則第37条第6項（鳥</u> <u>取県児童福祉法施行細則第22条第4項）の規定によ</u> <u>り、次のとおり届け出ます。</u> 1～10 略</p>	<p>様式第34号（第22条関係） 児童福祉施設認可事項変更届出書 （経営責任者・幹部職員の変更）</p> <p>年 月 日</p> <p>職 氏 名 様</p> <p>郵便番号</p> <p>住 所</p> <p>届出者 フリガナ</p> <p>氏 名 ㊟</p> <p>電話番号</p> <p><u>児童福祉施設の認可事項を変更したいので、児童福</u> <u>祉法施行規則第37条第6項の規定により、次のとおり</u> <u>届け出ます。</u> 1～10 略</p>
<p>様式第34号の2（第22条関係） 児童福祉施設認可（届出）事項変更届出書 （建物その他設備の規模及び構造・運営の方法の変更）</p> <p>年 月 日</p> <p>職 氏 名 様</p> <p>郵便番号</p> <p>住 所</p> <p>届出者 フリガナ</p> <p>氏 名 ㊟</p> <p>電話番号</p> <p><u>建物その他設備の規模及び構造・運営の方法を</u> <u>更したいので、児童福祉法施行規則第37条第6項（鳥</u> <u>取県児童福祉法施行細則第22条第4項）の規定により、</u> <u>次のとおり届け出ます。</u> 1・2 略</p>	<p>様式第34号の2（第22条関係） 児童福祉施設認可事項変更届出書 （建物その他設備の規模及び構造・運営の方法の変更）</p> <p>年 月 日</p> <p>職 氏 名 様</p> <p>郵便番号</p> <p>住 所</p> <p>届出者 フリガナ</p> <p>氏 名 ㊟</p> <p>電話番号</p> <p><u>児童福祉施設の認可事項を変更したいので、児童福</u> <u>祉法施行規則第37条第6項の規定により、次のとおり</u> <u>届け出ます。</u> 1・2 略</p>
<p>様式第39号（第27条関係） 届出保育施設等事業開始届出書</p> <p>年 月 日</p> <p>職 氏 名 様</p> <p>届出保育施設等の事業を開始しましたので、児童福 祉法第59条の2第1項の規定により、次のとおり届け 出ます。</p> <p>郵便番号</p>	<p>様式第39号（第27条関係） 届出保育施設等事業開始届出書</p> <p>年 月 日</p> <p>職 氏 名 様</p> <p>届出保育施設等の事業を開始しましたので、児童福 祉法第59条の2第1項の規定により、次のとおり届け 出ます。</p> <p>郵便番号</p>

住 所
 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)
 届出者 フリガナ
 氏 名 ㊤
 (団体にあつては、名称及び代表者の氏名)
 電話番号

略	
提供するサービスの内容 (該当する項目を○で囲み、括弧内に対象年齢を記入するこ と。)	1 略 2 <u>定期契約(乳幼児の保護者と日 単位又は時間単位で契約し、継続 的に保育サービスを提供するも の)</u> (歳から 歳まで) 3 略 4 略 5 略

略	
提携している 医療機関	略 提携内容 1 乳幼児の健康診断 (年回) 2 職員の健康診断(年 回) 3 その他()

職員に対する 研修の実施状 況	実施している・実施していない 実施している場合は、研修の名称及 び受講者数 ()
-----------------------	--

マッチングサ イトの利用状 況	利用している・利用していない 利用している場合は、マッチングサ イトの管理者名及びホームページア ドレス ()
-----------------------	--

注 略

添付書類 略

様式第42号(第30条関係)

届出保育施設等運営状況報告書

年 月 日

職 氏 名 様

届出保育施設等の運営状況について、児童福祉法第59条の2の5第1項の規定により、次のとおり報告し

住 所
 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)
 届出者 フリガナ
 氏 名 ㊤
 (団体にあつては、名称及び代表者の氏名)
 電話番号

略	
提供するサービスの内容 (該当する項目を○で囲み、括弧内に対象年齢を記 入するこ と。)	1 略 2 略 3 略 4 略

略	
提携している 医療機関	略 提携内容 1 乳幼児の健康診断 (年回) 2 職員の健康診断(年 回) 3 その他()

職員に対する 研修の実施状 況	実施している・実施していない 実施している場合は、研修の名称及 び受講者数 ()
-----------------------	--

マッチングサ イトの利用状 況	利用している・利用していない 利用している場合は、マッチングサ イトの管理者名及びホームページア ドレス ()
-----------------------	--

注 略

添付書類 略

様式第42号(第30条関係)

届出保育施設等運営状況報告書

年 月 日

職 氏 名 様

届出保育施設等の運営状況について、児童福祉法第59条の2の5第1項の規定により、次のとおり報告し

ます。

郵便番号
住 所
(団体にあつては、主たる事務所の所在地)
報告者 フリガナ
氏 名 ㊟
(団体にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

略	
提供するサービスの内容 (該当する項目を○で囲み、括弧内に対象年齢を記入するこ と。)	1 略 2 定期契約(乳幼児の保護者と日 単位又は時間単位で契約し、継続 的に保育サービスを提供するも の)(歳から 歳まで) 3 略 4 略 5 略

略	
防 災 措 置 施	略
避難消火訓練の実施	1 実施している(年 回) 2 実施していない
職員に対する研修の実施状況	実施している・実施していない 実施している場合は、研修の名称及び受講者数 ()
マッチングサイトの利用状況	利用している・利用していない 利用している場合は、マッチングサイトの管理者名及びホームページアドレス ()

注 略
添付書類 略

ます。

郵便番号
住 所
(団体にあつては、主たる事務所の所在地)
報告者 フリガナ
氏 名 ㊟
(団体にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

略	
提供するサービスの内容 (該当する項目を○で囲み、括弧内に対象年齢を記 入するこ と。)	1 略 2 略 3 略 4 略

略	
防 災 措 置 施	略
避難消火訓練の実施	1 実施している(年 回) 2 実施していない

注 略
添付書類 略

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

鳥取県母子福祉資金等貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第26号

鳥取県母子福祉資金等貸付規則の一部を改正する規則

鳥取県母子福祉資金等貸付規則（平成26年鳥取県規則第45号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前													
<p>(貸付けの申請)</p> <p>第2条 母子福祉資金等の貸付けを受けようとする者は、母子（父子・寡婦）福祉資金貸付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。<u>ただし、第1号に掲げる書類により証される事実を個人番号を利用して確認できるときは、当該書類の添付を省略することができる。</u></p> <p>(1) 母子・父子福祉団体以外の者にあつては、次の書類</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ 次の表の左欄に掲げる資金の種類ごとに同表の右欄に掲げる書類</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>資金の種類</th> <th>添付書類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>医療 介護 資金</td> <td> <p>略</p> <p>ア 略</p> <p>イ 介護保険法による保険給付のうちアに掲げるもの以外のものに係るサービスを受ける場合は、同法第8条第24項に規定する居宅サービス計画又は同法第8条の2第16項に規定する介護予防サービス計画が記載された書面その他の保険給付の対象となる費用のうち利用者の負担する額が記載された書面の写し</p> </td> </tr> </tbody> </table> <p>略</p> <p>エ 略</p> <p>(2) 略</p> <p><u>2 前項の申請書を提出する者は、個人番号が記載された書類であつて知事が適当と認めるものを提示し、又は提出しなければならない。</u></p> <p>様式第1号（第2条関係）</p> <p>(1) 個人用</p>		資金の種類	添付書類	略		医療 介護 資金	<p>略</p> <p>ア 略</p> <p>イ 介護保険法による保険給付のうちアに掲げるもの以外のものに係るサービスを受ける場合は、同法第8条第24項に規定する居宅サービス計画又は同法第8条の2第16項に規定する介護予防サービス計画が記載された書面その他の保険給付の対象となる費用のうち利用者の負担する額が記載された書面の写し</p>	<p>(貸付けの申請)</p> <p>第2条 母子福祉資金等の貸付けを受けようとする者は、母子（父子・寡婦）福祉資金貸付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) 母子・父子福祉団体以外の者にあつては、次の書類</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ 次の表の左欄に掲げる資金の種類ごとに同表の右欄に掲げる書類</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>資金の種類</th> <th>添付書類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>医療 介護 資金</td> <td> <p>略</p> <p>ア 略</p> <p>イ 介護保険法による保険給付のうちアに掲げるもの以外のものに係るサービスを受ける場合は、同法第8条第23項に規定する居宅サービス計画又は同法第8条の2第18項に規定する介護予防サービス計画が記載された書面その他の保険給付の対象となる費用のうち利用者の負担する額が記載された書面の写し</p> </td> </tr> </tbody> </table> <p>略</p> <p>エ 略</p> <p>(2) 略</p> <p>様式第1号（第2条関係）</p> <p>(1) 個人用</p>		資金の種類	添付書類	略		医療 介護 資金	<p>略</p> <p>ア 略</p> <p>イ 介護保険法による保険給付のうちアに掲げるもの以外のものに係るサービスを受ける場合は、同法第8条第23項に規定する居宅サービス計画又は同法第8条の2第18項に規定する介護予防サービス計画が記載された書面その他の保険給付の対象となる費用のうち利用者の負担する額が記載された書面の写し</p>
資金の種類	添付書類														
略															
医療 介護 資金	<p>略</p> <p>ア 略</p> <p>イ 介護保険法による保険給付のうちアに掲げるもの以外のものに係るサービスを受ける場合は、同法第8条第24項に規定する居宅サービス計画又は同法第8条の2第16項に規定する介護予防サービス計画が記載された書面その他の保険給付の対象となる費用のうち利用者の負担する額が記載された書面の写し</p>														
資金の種類	添付書類														
略															
医療 介護 資金	<p>略</p> <p>ア 略</p> <p>イ 介護保険法による保険給付のうちアに掲げるもの以外のものに係るサービスを受ける場合は、同法第8条第23項に規定する居宅サービス計画又は同法第8条の2第18項に規定する介護予防サービス計画が記載された書面その他の保険給付の対象となる費用のうち利用者の負担する額が記載された書面の写し</p>														

(表面)

母子(父子・寡婦)福祉資金貸付申請書

職 氏 名 様
年 月 日

申 請 者 住所
氏名 ㊞
連 帯 借 主 住所
氏名 ㊞
連 帯 保 証 人 住所
氏名 ㊞

母子(父子・寡婦)福祉資金の貸付けを受けたいの
で、次のとおり関係書類を添えて申請します。

略				
申 請 者	フリガナ	-----	生年	略
	氏 名	-----	月日	
	個人番号			
略				
備考 略				

(裏面)

略				
注 略				
(2) 略				

(表面)

母子(父子・寡婦)福祉資金貸付申請書

職 氏 名 様
年 月 日

申 請 者 住所
氏名 ㊞
連 帯 借 主 住所
氏名 ㊞
連 帯 保 証 人 住所
氏名 ㊞

母子(父子・寡婦)福祉資金の貸付けを受けたいの
で、次のとおり関係書類を添えて申請します。

略				
申 請 者	フリガナ	-----	生年	略
	氏 名	-----	月日	
	略			
略				
備考 略				

(裏面)

略				
注 略				
(2) 略				

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条第1号ウの改正規定は、平成28年4月1日から施行する。

鳥取県医師海外留学資金貸付金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第27号

鳥取県医師海外留学資金貸付金貸付規則の一部を改正する規則

鳥取県医師海外留学資金貸付金貸付規則（平成21年鳥取県規則第81号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(貸付金の借受者の資格)</p> <p>第2条 貸付金の貸付けを受けることができる者は、次に掲げる要件の<u>全て</u>を備えている者とする。</p> <p>(1) <u>留学における研修を始める時に、医師法（昭和23年法律第201号）第2条の免許（以下「医師免許」という。）を有する期間が5年以上20年以下の者であること。</u></p> <p>(2) 次のいずれかに該当すること。 ア・イ 略 ウ <u>国立大学法人鳥取大学医学部を卒業した者のうち、緊急医師確保対策に基づき設置される特別の入学枠により入学したものであること。</u></p> <p>(3) 略</p> <p>(貸付金の額等)</p> <p>第3条 貸付金の額は、留学における研修経費月額40万円及び渡航経費（帰国に要する経費を含むものとし、100万円を上限とする。以下同じ。）とする。</p> <p>2～4 略</p> <p>様式第1号（第5条関係） 鳥取県医師海外留学資金貸付金貸付申請書</p> <p>職 氏 名 様</p> <p>鳥取県医師海外留学資金貸付金の貸付けを受けたいので、連帯保証人及び保証人となる者と連署し、関係書類を添えて次のとおり申請します。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">申請者 郵便番号 住 所 氏 名 ㊞</p>	<p>(貸付金の借受者の資格)</p> <p>第2条 貸付金の貸付けを受けることができる者は、次に掲げる要件の<u>すべて</u>を備えている者とする。</p> <p>(1) 医師法（昭和23年法律第201号）第2条の免許（以下「医師免許」という。）を有する者であること。</p> <p>(2) <u>医師免許取得後、5年以上15年以内の者であること。</u></p> <p>(3) 次のいずれかに該当すること。 ア・イ 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(貸付金の額等)</p> <p>第3条 貸付金の額は、留学における研修経費月額30万円及び渡航経費（帰国に要する経費を含むものとし、100万円を上限とする。以下同じ。）とする。</p> <p>2～4 略</p> <p>様式第1号（第5条関係） 鳥取県医師海外留学資金貸付金貸付申請書</p> <p>職 氏 名 様</p> <p>鳥取県医師海外留学資金貸付金の貸付けを受けたいので、連帯保証人及び保証人となる者と連署し、関係書類を添えて次のとおり申請します。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">申請者 郵便番号 住 所 氏 名 ㊞</p>

電話番号	電話番号														
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td colspan="2" style="text-align: center;">略</td></tr> <tr><td style="width: 50%;">医 籍 番 号</td><td></td></tr> <tr><td style="width: 50%;">医籍登録年月日</td><td style="text-align: center;">年 月 日</td></tr> <tr><td colspan="2" style="text-align: center;">略</td></tr> </table>	略		医 籍 番 号		医籍登録年月日	年 月 日	略		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td colspan="2" style="text-align: center;">略</td></tr> <tr><td style="width: 50%;">医 籍 番 号</td><td></td></tr> <tr><td colspan="2" style="text-align: center;">略</td></tr> </table>	略		医 籍 番 号		略	
略															
医 籍 番 号															
医籍登録年月日	年 月 日														
略															
略															
医 籍 番 号															
略															
<p>上記の申請に同意し、申請者が貸付金の貸付けを受けたときは、保証人となり連帯して債務を負担します。</p> <p style="text-align: center;">連帯保証人 住所 氏名 ㊟ 本人との関係</p> <p>上記の申請に同意し、申請者が貸付金の貸付けを受けたときは、保証人となり債務を保証します。</p> <p style="text-align: center;">保証人 住所 氏名 ㊟ 本人との関係</p>	<p>上記の申請に同意し、申請者が貸付金の貸付けを受けたときは、保証人となり連帯して債務を負担します。</p> <p style="text-align: center;">連帯保証人 住所 氏名 ㊟ 本人との関係</p> <p>上記の申請に同意し、申請者が貸付金の貸付けを受けたときは、保証人となり債務を保証します。</p> <p style="text-align: center;">保証人 住所 氏名 ㊟ 本人との関係</p>														

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の前日に鳥取県医師海外留学資金貸付金貸付規則第7条の規定による貸付けの決定を受けた貸付金については、なお従前の例による。